

「若年者に対する刑事法制の在り方 に関する勉強会」取りまとめ報告書

「若年者に対する刑事法制
の在り方に関する勉強会」
取りまとめ報告書

平成28年12月

若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会

「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」

取りまとめ報告書 目次

第 1	「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の実施について	1
1	「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の趣旨	1
2	本勉強会の実施状況	2
(1)	ヒアリング	2
(2)	若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集	3
(3)	資料調査	3
(4)	内部検討等	3
第 2	本勉強会における検討結果の概要	3
1	少年法適用対象年齢の在り方について	4
(1)	現行法（20歳未満）を維持すべきであるという考え方の主な理由	4
(2)	18歳未満に引き下げるべきであるという考え方の主な理由	6
2	若年者に対する刑事政策的措置	8
(1)	受刑者に対する施設内処遇を充実させる刑事政策的措置	8
(2)	施設内処遇と社会内処遇との連携を強化するための刑事政策的措置	10
(3)	社会内処遇を充実させるための刑事政策的措置	11
(4)	罰金又は起訴猶予となる者に対する再犯を防止するための刑事政策的措置	15
(5)	若年者に対する新たな処分の導入	16
(6)	「若年者」の範囲	17
(7)	手続の在り方	17
(8)	その他	17
第 3	おわりに	18

(添付資料)

- 資料 1 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 構成員等名簿
- 資料 2 ヒアリングの実施日、対象者及び各意見の要旨
- 資料 3 一般保護事件の終局人員－終局時年齢（14歳から19歳まで）ごとの非行別、終局決定別（平成26年）
- 資料 4 刑事事件（略式請求事件を除く。）の終局人員－終局時年齢（14歳から25歳まで）ごとの罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む。）（平成26年）
- 資料 5 保護処分に付された原則逆送事件及び少年院送致・公判請求された年長少年に係る事件の概況
- 資料 6 少年院出院者及び刑事施設出所者の予後調査について
- 資料 7 保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者）の現状調査及び保護観察処分少年の予後調査

第1 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の実施について

1 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の趣旨

選挙権年齢を18歳に引き下げることを内容とする「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）附則第11条は、「国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第1条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治29年法律第89号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と規定し、国に対し、少年法^{*1}の規定について検討を行い、必要な法制上の措置を採ることを求めている。

また、民法の成年年齢については、平成21年10月、法制審議会から「国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げら

*1 現行少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」ものであり（少年法第1条）、少年が罪を犯した場合に、類型的に、成人とは異なる取扱いをすることを定めている。少年法が定める成人とは異なる取扱いの主な内容には、①家庭裁判所への全件送致主義が採られていること（捜査機関は、犯罪の嫌疑がある場合には、家庭裁判所に事件を送致することが義務付けられている。）、②成人が罪を犯した場合には「刑罰」の対象とされているのに対し、少年が罪を犯した場合には、原則として、非公開の少年審判により「保護処分」等の少年法の枠内における処分が行われ、調査・審判の結果、刑事処分相当と認められる場合に限って「刑罰」の対象とされていること、③少年が「刑罰」の対象とされる場合においても特別の措置の対象とされていること（罪を犯すとき18歳未満であった者に対しては死刑を科すことはできず、死刑をもって処断すべき場合には無期徒刑を科する（同法第51条第1項）、罪を犯すとき18歳未満であった者に対しては無期徒刑をもって処断すべきときであっても有期徒刑を科することができる（同条第2項）、少年に対して有期徒刑をもって処断すべきときは長期と短期を定める不定期刑を言い渡す（同法第52条第1項）等）、④家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、容貌等により、その者が当該事件の本人であることを推知することができるような報道を禁じていること（いわゆる推知報道の禁止：同法第61条）がある。

れることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。」との答申^{*2}がなされており、公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたこと等を踏まえ、現在、成年年齢を18歳に引き下げることに向けた具体的な準備が進められている。

これらの状況に鑑み、少年法の適用対象年齢について検討を行う必要があるが、この問題は、単に「少年」の範囲を現行法の範囲（20歳未満）のまま維持するか、その上限年齢を引き下げるかという問題にとどまらず、刑事司法全般において、成長過程にある若年者をいかに取り扱うべきかという大きな問題に関わるものである。そのため、少年法の適用対象年齢の在り方は、罪を犯した若年者に対する処分や処遇の在り方全体を検討する中で検討されるべきものであると考えられる。

そこで、法務省においては、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方について検討を行う上で必要となる基礎的知見を幅広く得るため、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」（以下「本勉強会」という。本勉強会の平成28年12月時点における構成員及びアドバイザーは別添資料1のとおり）を実施した。

2 本勉強会の実施状況

(1) ヒアリング

本勉強会においては、平成27年11月2日から平成28年7月29日まで合計10回のヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいては、法分野の実務経験者や研究者のほか、社会、福祉、教育、医療等関係分野の実務経験者や研究者、犯罪被害者、報道関係者等合計40名の方々から御意見を伺った。

各回の実施日、ヒアリング対象者及び各意見の要旨は別添資料2のとおりである。

なお、別添資料2は飽くまで要旨であり、ヒアリングにおいて述べられた

*2 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_091028-1.html

意見の詳細な内容については、議事録^{*3}を参照していただきたい。

(2) 若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集

本勉強会においては、平成27年11月16日から同年12月31日までの間、電子メール及び郵送の方法により、若年者に対する刑事法制の在り方全般について広く国民の意見を募集した。

若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集（以下単に「意見募集」ともいう。）に寄せられた意見の内容については、「若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集結果」^{*4}を参照していただきたい。

(3) 資料調査

本勉強会においては、関係機関の協力を得て、資料の調査を実施した。

資料調査を行った事項及び調査結果は、次のとおりである。

ア 一般保護事件の終局人員－終局時年齢（14歳から19歳まで）ごとの非行別、終局決定別（平成26年） 別添資料3のとおり

イ 刑事事件（略式請求事件を除く。）の終局人員－終局時年齢（14歳から25歳まで）ごとの罪名別、量刑分布別（終局区分別を含む。）（平成26年） 別添資料4のとおり

ウ 保護処分が付された原則逆送事件及び少年院送致・公判請求された年長少年に係る事件の概況 別添資料5のとおり

エ 少年院出院者及び刑事施設出所者の予後調査について 別添資料6のとおり

オ 保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者）の現状調査及び保護観察処分少年の予後調査 別添資料7のとおり

(4) 内部検討等

本勉強会においては、前記ヒアリング、意見募集及び資料調査の結果を踏まえた上、アドバイザーによる刑事法・刑事政策に関する専門的見地からの助言を得つつ、内部検討を行い、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討する上で必要となる基礎的知見を整理し、本勉強会の成果として本報告書を取りまとめたものである。

第2 本勉強会における検討結果の概要

*3 <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>

*4 <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>

1 少年法適用対象年齢の在り方について

公職選挙法の選挙権年齢に続いて民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合における少年法適用対象年齢の在り方については、現行法（20歳未満）を維持すべきであるという考え方と18歳未満に引き下げるべきであるという考え方があり、それぞれの考え方の主な理由は、次のように整理することができる。

(1) 現行法（20歳未満）を維持すべきであるという考え方の主な理由

ア 法律の適用対象年齢は、立法趣旨や目的に照らして各法律ごとに個別具体的に検討すべきであり、少年法適用対象年齢は、必然的に公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢と連動しなければならないものではない。

現行法においても、少年院の収容継続制度などにおいて、20歳以上の者に対する保護処分が予定されている。また、旧少年法^{*5}においては少年は18歳未満とされ、民法の成年年齢（20歳）と一致していなかった。

イ 少年保護事件の手続及び保護処分に付された少年に対する処遇は、少年の再非行の防止と立ち直りを図る上で機能している。特に、比較的軽微な罪を犯した18歳、19歳の者に対しては、現在有効に機能している保護処分を活用し、再社会化の促進・再犯の防止を図ることが望ましい。また、現在有効に機能している制度を活かすべきであるとの国民の意見がある。

ウ 少年法適用対象年齢を引き下げた場合、18歳、19歳の者は、刑事処分の対象となるが、刑罰による威嚇で非行を思いとどまらせることはできない。再非行の防止と立ち直りに必要なことは、まず少年の資質、生育歴、環境上の問題点等を理解し、被虐待体験等がある場合には、その心の傷を受け止め、教育的・福祉的な援助をすることである。

また、18歳、19歳の者が保護処分の対象から外れることになれば、例えば次のように、再犯・再非行防止に必要な処遇や働き掛けが行われなくなり、その結果として再犯・再非行の増加が懸念される。

(ア) 現行法の下であれば少年院送致となる者が実刑となる場合、刑務所においては、施設規模が大きく、少数の刑務官等で多数の受刑者を処遇することから、個別の働き掛けには限界がある。また、教育的処遇を

*5 旧少年法（大正11年法律第42号）は、大正12年1月1日に施行され、昭和23年に現行の少年法に全部改正された。

大幅に拡大し実施するには、刑務作業との関係等から生ずる時間的な制約等がある。

他方、少年院においては、収容人員が小規模であり、日中から夜間を通じて、個別担任を中心とした法務教官による個々の問題性に対する指導はもとより、生活全般にわたる働き掛けを行うことができる。そのため、刑務所における改善更生に向けた指導は、きめ細かさの点において、少年院における指導に到底及ばない。

- (イ) 現行法の下であれば少年院送致となる者が自由刑の全部執行猶予、罰金又は起訴猶予となる場合、少年院における要保護性に応じたきめ細かな教育と援助の機会を失わせることになる。
- (ウ) 現行法の下であれば保護観察となる者が保護観察の付されない執行猶予、罰金又は起訴猶予となる場合、立ち直りのための社会内処遇がなされないままに手続が終結することになる。
- (エ) 現行法の下では、手続の過程において、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による資質上及び環境上の問題点に関する調査・分析及び改善更生に向けた働き掛け（いわゆる保護的措置）が行われているが、このような調査・分析及び改善更生に向けた働き掛けが行われないことになる。
- (オ) ぐ犯による処分^{*6}が行われなくなる。

エ 18歳、19歳の者の社会的・精神的な成熟度は以前よりも低くなっている。

オ 脳の発達が20歳代半ばまで続くという脳科学の知見を見ても、18歳、19歳の者は、未成熟で発達の途上にある可塑性が高い存在であって、罪を犯したことについて成熟した大人と同じように非難し、責任を負わせるべきではなく、また、処遇・教育の効果が特に期待できる存在である。

カ 少年法は、平成12年以降、いわゆる原則逆送制度の導入、少年に科し得る刑の在り方の見直し等の改正がされ、悪質重大な少年事件についての対応がされてきており、少年法適用対象年齢を引き下げる必要性はない。

*6 少年法は、未だ罪を犯すに至っていない場合であっても、保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由（ぐ犯事由）があり、かつ、将来罪を犯すおそれ（ぐ犯性）のある少年を、家庭裁判所の審判に付することとしている。（少年法第3条第1項第3号参照）

キ 諸外国では18歳を成人とする国が多いが、現行少年法は世界的にも評価されており、また、各国の制度、状況等はそれぞれ異なることから、諸外国に合わせる必要はない。

ク 少年法適用対象年齢を18歳未満に引き下げた場合、若年者に対する刑事政策的措置を講ずるとしても、行為責任原則や刑事手続的なデュー・プロセスの確保から生ずる限界がある。

(2) 18歳未満に引き下げるべきであるという考え方の主な理由

ア 現行法の保護処分は、少年の健全育成を目的とするが、例えば、少年院送致は相当期間身柄が施設に収容されるなど、少年の権利を制約する不利益処分でもある。このような保護処分は、少年が、典型的に、未成熟であって判断能力が不十分であることから、国家が後見的に介入するという保護主義（パターナリズム）によって正当化されている側面があるが、権利を制約する不利益処分である以上、国家が後見的に介入する範囲は、謙抑的に定められるべきである。

この点に関し、現行法の少年の範囲は、民法の未成年者の範囲と一致しているところ、民法の未成年者は、未成熟であって判断能力が不十分であることに鑑み、親の親権の対象となり、また、取引における保護を受けることができるものとされている。

しかし、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合には、18歳以上の者は、「成年者」となり、生活全般にわたって親の親権に服さず、取引に関する行為能力も認められることとなる。そのような「成年者」を、典型的に保護主義（パターナリズム）に基づく保護処分の対象とすることは、過剰な介入である。

イ 一般的な法律において「大人」として取り扱われることとなる年齢は、一致する方が国民にとって分かりやすく、18歳に達した者に対して「大人」としての自覚を促す上でも適切であって、公職選挙法の選挙権年齢及び民法の成年年齢を18歳に引き下げる趣旨とも整合する。

ウ 法律の適用対象年齢は、立法趣旨や目的に照らして各法律ごとに個別具体的に検討するべきであるとしても、各法律の制度の根拠に共通する部分があるのであれば、整合性が図られるべきである。

少年法の少年について保護主義（パターナリズム）に基づく制約を行う根拠は、民法の未成年者の場合と共通しており、両制度とも、本人が未成熟であって判断能力が不十分であることに鑑み、本人のためにその自由を

制約するものであるから、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、民法上成年者として扱われ、そのような保護の対象とならない18歳、19歳の者を少年法上典型的に少年と扱って国家が後見的に介入することは、整合的でない。

エ 犯罪被害者等からは、少年法適用対象年齢の引下げは犯罪の抑止につながるとの意見や、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が変わるのであれば、責任ある行動がとれると国によって認定された18歳、19歳の者が重大な罪を犯した場合に、少年法が適用されて刑罰が減免されるなどということは許されることではない等の意見が述べられている。

オ 少年法を含む刑事法制は、国民の健全な法意識によって支えられているものであり、罪を犯した少年を典型的に刑罰を科さずに保護処分に付し得る等の成人とは異なる取扱いの対象とすることは、少年に対する国民の寛容が期待できることに支えられている。

しかし、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、生活全般にわたって親権に服する必要がなく、契約を単独で行うことができることとなる18歳、19歳の者について、このような国民の寛容を期待することは困難である。

カ 現在の18歳、19歳の者の社会的・精神的な成熟度が以前よりも低くなっているとの指摘があるが、選挙権及び国民投票の投票権を有する者の年齢は18歳以上に引き下げられており、18歳、19歳の者には相応の判断能力があると認められたものと評価できる上、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合には、18歳、19歳の者は、親権に服する必要がなく、単独で法律行為を行う能力を有すると評価されたものといえるから、刑事司法においても「成人」として扱うことは、合理性がある。

キ 脳の発達が20歳代半ばまで続くとしても、脳の発達程度だけで、罪を犯したことについてどの程度非難し責任を負わせることができるかが決まるものではない。

ク 諸外国では18歳を成人とする国が多い。

ケ 少年法適用対象年齢を18歳未満に引き下げた場合における前記(1)ウの刑事政策的懸念に対しては、後記2の若年者に対する刑事政策的措置により対応することができる。

そもそも、罪を犯した若年者の改善更生を図り、再犯を防止するのに必要な処遇や働き掛けは、少年法の「少年」として保護処分の対象とした場

合には行うことができるが、「成人」として刑罰の対象とした場合には行うことができないというものではない。刑罰には、罪を犯した者が再び罪を犯すことを防ぐという目的があり、刑罰を科された者に対しては、その改善更生を図り、再犯を防止するため適切な処遇が行われるべきである。

2 若年者に対する刑事政策的措置

現行法下における少年の処遇等については、少年の改善更生のために機能しているとの評価があり、そのため少年法適用対象年齢の引下げに対して、前記1(1)ウ記載のとおり、刑事政策的懸念が示され、現行の少年法適用対象年齢を維持すべきであるとの意見や同年齢を引き下げの場合にはこれら懸念に対応する措置を採るべきであるとの意見等、様々な意見があることから、少年法適用対象年齢を引き下げるか否かを検討するに当たり、このような懸念について、どのような刑事政策的措置があり得るのかを検討することは重要である。また、そのような措置は、20歳未満の者のほか、20歳以上の若年者についても、その改善更生・再犯防止に資する場合があると考えられるため、若年者一般に対する刑事政策的措置の在り方を視野に入れて検討することも有益である。

本勉強会において検討した結果、少年法適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合において、これに伴う刑事政策的懸念に対応し、かつ、18歳、19歳の者を含む若年者に対する処分・処遇やアセスメント^{*7}をより充実したものとする刑事政策的措置として、以下に掲げるものが考えられる。

もつとも、これらは、運用によって対応可能なものから法制上の措置を必要とするものまで、現時点で考えられるものを幅広く記載したものであり、理論的な観点等からなお検討を要するものもある。また、ここに記載していない刑事政策的措置を今後の検討対象から除外することを意図するものでもない。

なお、以下に掲げる刑事政策的措置の対象者の範囲は、その目的、内容、効果等に応じて定められるべきものである。そのため、18歳、19歳の者を含む「若年者」を対象とする措置のほか、「若年者」に限らず、全ての年齢の者を対象とすることが相当と考えられる措置も含まれている。

(1) 受刑者に対する施設内処遇を充実させる刑事政策的措置

罪を犯して施設に収容された者の改善更生を図り、再び罪を犯すことを防

*7 アセスメントとは、対象者の行状、生育歴、資質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識・技術に基づいて調査・評価し、処遇指針を示すことである。

ぐため、施設内において充実した処遇・教育を行うことが重要である。

特に、少年法適用対象年齢が引き下げられた場合、18歳、19歳の者が保護処分の対象とならなくなるが、これらの者を含む若年者が刑事処分を受けて施設に収容されるとき、若年者の特性に応じ充実した施設内処遇を受けられることが望ましく、これを可能にする措置を講ずることが適当である。

そこで、受刑者に対する施設内処遇を充実させる刑事政策的措置として、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 若年受刑者に対する処遇の原則の明確化及び若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

若年受刑者は、可塑性に富む場合があり、改善更生のためにその特性に応じた矯正処遇を更に充実させることが重要である。

そこで、若年受刑者について、その特性に応じた矯正処遇の実施に関する処遇の原則を明確化した上、若年受刑者を対象とする処遇内容を充実させることが考えられる。

また、若年受刑者に対し、現在少年院で行われているような教育的な処遇が有用である場合には、そのような教育的な処遇を実施することができるものとし、そのために必要な若年者を収容する施設及び体制を整備することが考えられる。さらに、少年院において刑を執行することができる受刑者の範囲を現行法の16歳未満の者から拡大することも考えられる。

イ 若年受刑者に対する処遇調査の充実

受刑者については、刑務所の入所時に処遇調査が行われ、その結果に基づき、処遇要領が策定されている。特に、若年受刑者については、その特性に鑑み、他の受刑者よりも精密な処遇調査が行われている。個人の特性に応じた適切な処遇を実施し、若年受刑者の改善更生を図るため、このような処遇調査の内容等を更に充実させることが重要である。

そこで、少年を対象として少年鑑別所や家庭裁判所において行われる調査を参考としつつ、若年受刑者に対する処遇調査を充実させるための措置を採ることが考えられる。

ウ 自由刑の単一化

若年受刑者の改善更生を図るためには、例えば、学力の不足により社会生活に支障がある者に対しては教科指導に重点を置いた矯正処遇を行うなど、それぞれの若年受刑者の特性に応じた矯正処遇を行うことが重要である。現在も、例えば、少年刑務所において、義務教育未修了の受刑者、社

会生活の基礎となる学力を欠く受刑者、通信制高等学校に在籍している受刑者等に対し、一定期間又は一定時間に集中して、その間、ほぼ作業を行わせることなく教科指導のみを行う取組が行われている。

しかしながら、現行法の自由刑のうち、懲役刑については、作業が刑の内容とされているところ、作業は受刑者の改善更生に重要な役割を果たしているものの、受刑者の特性を考慮すると他の矯正処遇が適している場合にも、一定の時間を作業に割かなければならない。そのため、前述のような取組を更に進めて、受刑者の特性に応じ、刑期の大部分を作業以外の改善指導や教科指導に充てるなど、より個人の特性に応じた矯正処遇を実施することには限界がある。また、禁錮刑については、一律に作業の義務付けを行うことができないものの、受刑者によっては、本人の改善更生にとって作業が有用な場合がある。

そこで、懲役刑・禁錮刑を一本化した上で、その受刑者に対し、作業を含めた各種の矯正処遇を義務付けることができることとする法制上の措置を採ることが考えられる。

これにより、若年受刑者のみならず、現在その数が増えている高齢受刑者や障害を有する受刑者への対応をも柔軟化することが可能になると考えられる。

もっとも、この場合、刑罰の在り方として、それが適切と考えられる者に対しては刑期の大部分を作業以外の処遇に充て得ることとすることについて国民の理解が必要であるほか、現行法において懲役刑・禁錮刑の区分が設けられていることの意義についてどのように考えるかといった理論的課題もある。

(2) 施設内処遇と社会内処遇との連携を強化するための刑事政策的措置

受刑者の円滑な社会復帰を図るためには、施設内処遇と社会内処遇との連携を強化することが必要であり、そのための刑事政策的措置として、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 施設外の機関等と連携した矯正処遇等の充実

受刑者の円滑な社会復帰を図るためには、出所前の段階から、刑事施設等と施設外の機関等とが連携して、施設を出た後の住居・就労の確保等を促進することが有用である。現在、刑事施設等において、保護観察所、公共職業安定所等の施設外の機関等と連携した就労支援等のための取組を行っているところであり、この取組を更に進めていくべきである。

そこで、適格者に対する外部通勤作業、外出・外泊等の活用を含め、施設外の機関等と連携した就労支援、修学支援、福祉的支援、釈放前の指導等を充実させることが考えられる。

イ 社会内処遇に必要な期間の確保

施設内処遇の対象者が円滑に社会復帰するためには、施設内処遇に引き続き社会内処遇を行うことが重要であるが、社会内処遇が効果を上げるためには、一定の期間が必要である。

そこで、施設内処遇に引き続き社会内処遇に必要な期間を確保するため、若年者について保護観察付き刑の一部の執行猶予制度の活用を図ること、仮釈放の期間について、いわゆる考試期間主義^{*8}を採用すること等が考えられる。もっとも、考試期間主義の採用については、責任主義の範囲内で適切な仮釈放期間をどのように定めることができるか、刑の事後的変更として許容されないのではないか等の理論的課題がある。

ウ 施設内処遇から一貫した社会内処遇の実施

施設内処遇に引き続く社会内処遇においては、施設内処遇から一貫した処遇を実施することが重要である。

現在、特定の犯罪的傾向のある保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの実施には一定の期間が必要となることから、仮釈放期間が短い者に対して同プログラムを実施することが困難な状況にある。そこで、矯正施設と保護観察所が緊密に連携し、双方における指導内容をより一貫性があるものとするなど、施設内処遇と社会内処遇の全体を通じて適切なプログラムを受けられるようにすることが考えられる。

エ これらの施設外の機関等と連携した矯正処遇等の充実、施設内処遇から一貫した社会内処遇の実施は、受刑者のみならず、少年院送致処分を受けた者についても、同様の措置を採ることが考えられる。

(3) 社会内処遇を充実させるための刑事政策的措置

罪を犯した者が社会内で自立した生活を送ることを可能とするためには、社会内における処遇・教育を充実させることが重要である。

特に、少年法適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合、現行法の

*8 考試期間主義とは、仮釈放の期間を残刑期間とするのではなく、再犯の危険性を標準として仮釈放の期間を定め、その間保護観察に付するという制度とされる。

下であれば少年院送致又は保護観察となる18歳、19歳の者の一部に対し、公訴が提起され、刑の執行猶予が言い渡されることが考えられる。

そこで、刑の執行猶予が言い渡された者に対する社会内処遇を充実させるための刑事政策的措置として、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 保護観察の活用のための刑の全部の執行猶予制度の見直し

刑の全部の執行猶予を言い渡される者について、保護観察に付することが改善更生・再犯防止に有用と考えられる場合がある。しかし、現行法では、保護観察付き刑の全部の執行猶予の猶予期間中の再犯については、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができないため、裁判官が初度の刑の全部の執行猶予を言い渡す際に保護観察に付することを躊躇する場合があるとの指摘がなされている。そこで、保護観察に付することが必要かつ適当な事案について保護観察を活用しやすい状況を整えるため、保護観察付き刑の全部の執行猶予の猶予期間中の再犯であっても、一定の要件の下で、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる仕組みを導入することが考えられる。

また、刑の全部の執行猶予の猶予期間中に更に禁錮以上の刑を言い渡す場合であっても、再度の刑の全部の執行猶予によって社会内処遇の継続を可能とするため、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡し得る刑期の上限を「1年以下」から引き上げることも考えられる。

このように執行猶予について柔軟な措置を可能とする場合、執行猶予取消し等の心理的強制による再犯防止の担保機能が低下するおそれがあることから、執行猶予期間中における保護観察の遵守事項の遵守を強く促す等のため、例えば、再度の刑の全部の執行猶予について、情状が重いときに限定することなく遵守事項違反により執行猶予を取り消すことができることとするなど、執行猶予の取消しの要件を緩和することが考えられる。また、執行猶予期間中に罪を犯して公訴提起された場合であっても、公判が長期化して執行猶予期間が経過すると執行猶予が取り消せなくなるため、このようなときに一定の条件の下で執行猶予を取り消すことができる仕組みを導入することなども考えられる。

イ 保護観察・社会復帰支援施策の充実

罪を犯した若年者の改善更生・再犯防止のためには、保護観察を始めとする社会内処遇の充実、就労・住居確保等の社会復帰支援の拡充が有用である。

そこで、若年者に対する保護観察について、若年者の特性に留意するなどしつつ、より充実させることが考えられる。

また、現在、刑事施設出所者等に対する就労支援施策として、刑事施設等、保護観察所及び公共職業安定所が連携した出所者等に対する計画的就労支援のほか、就労支援員による寄り添い型の支援、協力雇用主に対する奨励金の支給が行われているが、これらの施策を更に拡大・充実させるとともに、国民への一層の啓発を図ることで、就労支援の実効性を高めることが考えられる。

さらに、民間の更生保護施設は、親族等の帰住先がない刑事施設出所者等の受入先の中心であるが、同施設入所者の中には、親族等による指導や支援等を期待できないものが少なくないことから、同施設入所者の社会復帰に当たり、更生保護施設において、同施設入所中の支援に加えて、同施設退所後も必要な指導・支援（通所処遇等）等を行う措置を推進していくことが考えられる。

ウ 社会内処遇における新たな措置の導入

社会内処遇の充実という観点からは、例えば、次に掲げる措置を導入するなど、保護観察を始めとする社会内処遇を現行より多様化することが考えられる。

これらの新たな措置は、保護観察における特別遵守事項として設定して行うことも考えられるが、措置の内容によっては、人権保障の観点から、決定に際して裁判所の判断を経る制度とすることなども考えられる。

(ア) 集中的な指導監督や特定行動の禁止

保護観察対象者の改善更生や再犯防止のために処遇の強化や環境の改善等を行う必要性が高いと認められる場合には、特定の施設・場所に居住し、宿泊し、又は通所することを義務付けることや、必要に応じて休日、夜間等を活用した集中的な指導監督を行うことが考えられる。

また、再犯につながるおそれの高い行動を抑止することを通じて改善更生を図ることが特に必要であると認められる場合には、夜間等の特定の時間帯の外出や特定の施設・地域への立入りを禁止することなどが考えられる。

(イ) 医療受診等や福祉への相談の義務付け

保護観察対象者の犯行の背景に、依存症その他の疾患等が関わっており、これらへの対応が改善更生のために特に必要である場合に、有用と

認められる医療機関等でのプログラムの受講のほか、対象者の同意を得た上で、医療機関での受診や医師の指示に従った通院、服薬等を義務付けることが考えられる。また、現行法では、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を有する者が医療等の専門的援助を受けた場合には薬物再乱用防止プログラムの受講の一部を免除し得る制度を採用しているところ、薬物事犯に限らず、他の専門的処遇プログラムについても、医療機関等でのプログラムの内容が専門的処遇プログラムの内容と重なる場合等には、同様に受講を一部免除し得る制度を採用することが考えられる。

さらに、保護観察対象者の生活状況等に鑑みると福祉関係機関による支援を受けることが必要であると認められるものの、当該対象者が福祉関係機関による支援を受けることについて合理的な理由なく消極的な姿勢を示すなどして保護観察官等の指導に従わないおそれがある場合には、福祉関係機関への相談を義務付けることも考えられる。

エ その他の社会内処遇及びこれに関連する手段等の活用

前記アないしウの措置は、公訴が提起され、刑の執行猶予が言い渡される場合を想定したものであるが、次のとおり、公訴の提起後、刑事裁判の係属中に調査・調整や社会内処遇を行うことのほか、その充実強化のため、これに関連する既存の手段等を活用することが考えられる。

(ア) 宣告猶予制度の導入

判決や刑の宣告を回避しつつ、司法判断を経た上で保護観察を行うことを可能とする制度として、宣告猶予制度の導入が考えられる。具体的には、裁判所が、審理の結果、被告人が有罪であると認めた場合において、有罪判決の宣告を一定期間行わない制度（判決の宣告猶予）や、刑の宣告のみを一定期間行わない制度（刑の宣告猶予）を導入し、宣告猶予の間、保護観察や保護観察所その他の公私の団体に対する補導委託などの社会内処遇を行うとともに、保護観察官による調査・調整を行うことが考えられる。

(イ) 現行の少年審判手続における調査機能等の活用

現行の少年審判手続においては、少年鑑別所における鑑別、家庭裁判所調査官による調査・試験観察が行われ得るほか、家庭裁判所は、試験観察と併せて適当な団体等に補導を委託することが可能であり、これらによって裁判所の判断に必要な資料が収集されている。

少年法適用対象年齢が引き下げられた場合、若年者に対する刑事裁判

の審理の過程で、こうした少年鑑別所の鑑別機能や家庭裁判所調査官の調査機能を活用することや、保護観察所その他の公私の団体に対する補導委託を用いることのほか、保護観察官の調査・調整機能を活用することが考えられる。

また、前記ウのような社会内処遇における新たな措置を導入するに際して裁判所が関与する制度とする場合には、裁判所の判断に資するように、こうした機能等を活用することも考えられる。

なお、ヒアリングにおいては、若年者の刑事事件について、家庭裁判所の専属的管轄とすることにより、家庭裁判所調査官が行う社会調査やケースワークを宣告猶予の判断等に用いるものとするとの提案もあった。

オ 社会復帰を支援するための更生保護の環境整備

更生保護官署における処遇機能を向上させ、保護観察の充実強化を図るための方策として、例えば、アセスメントのための新たなツール等の開発・運用、保護観察適合性等に関する各種研究・研修等の実施、保護観察所職員と少年鑑別所職員等との人事交流の推進、更生保護官署における調査専門部門を創設するための人的体制の整備等が考えられる。

また、罪を犯した者の社会復帰を円滑かつ確実なものとするためには、社会復帰支援の環境を整備することも必要であり、社会内処遇の拠点となり得る更生保護施設等の受入れ機能の充実及び社会福祉士等を含む職員や協力者の確保等、罪を犯した者の社会復帰を支援する体制を人的・物的に充実させるための措置を講ずることが考えられる。

- (4) 罰金又は起訴猶予となる者に対する再犯を防止するための刑事政策的措置
罪を犯した若年者については、その問題に早期に対応することが改善更生・再犯防止にとって有用である。罰金又は起訴猶予となった者に対しても、再犯防止に必要な処遇を行うことが適切な場合があり、現在も、検察庁では、支援の必要な被疑者を起訴猶予とした場合などに、保護観察所や外部機関と連携し、福祉サービスの受給や更生緊急保護の申請を支援するなどの取組(いわゆる入口支援)が行われている。

また、少年法適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合、現行法の下であれば、保護処分が付され、又は家庭裁判所における試験観察や保護的措置を経て不処分・審判不開始になる18歳、19歳の者の一部が、罰金又は起訴猶予となることが想定される。

そこで、これらの者に対する再犯防止や改善更生のための措置として、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 罰金の保護観察付き執行猶予の活用

罰金を科される者について、社会内処遇を行うことが再犯を防止するのに有効な場合、罰金における保護観察付き執行猶予を活用することが考えられる。

イ 起訴猶予等に伴う再犯防止措置

被疑者を起訴猶予等とする場合に、再犯防止に向けた働き掛けを行うため、前述した入口支援や更生緊急保護の運用を更に充実させるほか、現行法上、身体拘束された後、起訴猶予処分となった者等が対象とされている更生緊急保護について、検察官による起訴猶予の処分前にも実施し得ることとするなどその対象範囲を拡大することが考えられ、併せて、検察官は、起訴猶予等とするときは、被疑者に訓戒、指導等を行うことができる旨を明文化することも考えられる。

また、被疑者の生活環境や生活態度の改善状況等により、検察官の終局処分の内容が変わり得る場合に、検察官が同処分の決定に際してその改善状況等を把握するため、検察官が、被疑者の意思に反しないことを前提に、終局処分前に、保護観察所その他の公私の団体に対し、帰住先の確保を含めた生活環境の調整等を依頼することを可能とする仕組みを導入することも考えられる。

ウ 少年鑑別所や保護観察所等の調査・調整機能の活用

検察官においてより適切な措置を採ることを可能にするため、例えば、少年鑑別所の鑑別技官等が身柄事件・在宅事件の被疑者と面接した結果や保護観察所の保護観察官が家族等との調整を行った結果を活用するなど、現在の少年鑑別所や保護観察所等の調査・調整機能を更に積極的に活用することが考えられる。

(5) 若年者に対する新たな処分の導入

18歳、19歳の者が保護処分の対象外となった場合、これらの者のうち、刑罰としての自由刑の執行を受けるものについては、前記(1)記載のとおり、少年院において自由刑の執行を受け、又は刑務所においてその特性に応じた処遇を受けることを可能とする措置を採るほか、前記(1)及び(2)の刑事政策的措置により対応することが考えられる。また、犯した罪が比較的軽微であることなどから自由刑の執行を受けるに至らない者については、前記(3)及び(4)

の刑事政策的措置により対応することが考えられる。

これに対し、保護処分の対象外となった場合には、上記のような自由刑の執行を受けるときであっても、少年院で実施されているのと同じの内容の処遇を実施することには限界があり、また、刑事処分においては、要保護性に応じて処分が決定されるわけではないため、特に、犯した罪が比較的軽微である者について、必要な処遇が行われないことがある等の理由により、前記(1)ないし(4)の各措置では18歳、19歳の者を含む若年者の保護として不十分であるとする立場から、18歳以上一定年齢未満の若年者について、現行法の少年審判に準ずる調査・鑑別手続を経た上で、少年院送致に準ずる処分や保護観察に準ずる処分を行う制度を導入することが適当であるとの考え方もあり得る。

もっとも、これらの処分は、若年者を施設に収容するなど、権利を制約する側面が大きい場合もあることから、その処分の正当化根拠・法的性質をどのように考えるか、刑罰における責任主義から導かれ得る処分の範囲を超えてこのような処分に付する場合には、権利を過度に制約することにはならないか等の理論的に検討すべき課題、当該処分に付するか否か及びその収容等の期間について、いかなる基準により決するものとするのか等の制度設計上の課題がある。

(6) 「若年者」の範囲

「若年者」の範囲は、例えば、若年者に対する施設内処遇を充実させる措置の対象とする「若年者」に関しては、現在の行刑実務において、26歳未満の者について、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者が一定程度存在すると認められていることを考慮し、26歳未満の者を「若年者」とすることが一案として考えられるところ、他の措置に関しても、各措置の目的、内容等に応じて、対象とする範囲を定めることが考えられる。

(7) 手続の在り方

前記(1)ないし(5)記載のとおり、若年者に対する様々な刑事政策的措置が考えられるところであるが、必要に応じ、それぞれの手続の在り方について、更に検討を要することとなる。

(8) その他

少年法の適用対象年齢を引き下げる場合には、少年院の収容継続を可能とする年齢の上限や成人年齢に達した後であっても保護観察を実施することが

できる期間・年齢の上限を見直すことが考えられる。

また、推知報道の禁止の対象についてもその年齢が引き下げられると考えられるが、前記(5)の新たな処分を導入する場合には、その対象者について推知報道の禁止の対象とするか否かを別途検討することになると考えられる。

第3 おわりに

法務省においては、本勉強会の成果も踏まえ、今後も、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方について更に検討を重ねる予定である。

以上

若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 構成員等名簿

(平成28年12月20日現在)

【アドバイザー】(敬称略, 五十音順)

慶應義塾大学教授	太田達也
東京大学教授	川出敏裕
京都大学教授	酒巻匡

【構成員】

(大臣官房)

大臣官房審議官	吉田研一郎
大臣官房審議官	加藤俊治
大臣官房審議官	名執雅子

(刑事局)

刑事局長	林真琴
刑事課長	松下裕子
刑事法制管理官	田野尻猛
刑事法制企画官	羽柴愛砂

(矯正局)

矯正局長	富山聡
成人矯正課長	松村憲一
少年矯正課長	木村敦
参事官	久家健志

(保護局)

保護局長	畝本直美
総務課長	今福章二
観察課長	宮田祐良

ヒアリングの実施日、対象者及び各意見の要旨

- ※ 本資料は、ヒアリングで述べられた意見全体の把握や検索の便宜のため、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」においてヒアリング対象者の意見を簡略に記載したものである。各意見の詳細については、議事録を確認していただきたい。
- ※ ヒアリング対象者の所属等は、ヒアリング時点のものである。

第1回ヒアリング（平成27年11月2日）

○齋藤義房氏 弁護士（日本弁護士連合会子どもの権利委員会）

山崎健一氏 同上

- ・ 現行の少年法制は有効に機能している。
- ・ 18歳、19歳の者は、心身の発達が未成熟で、可塑性に富んでいる。
- ・ 非行少年に刑罰による威嚇で犯罪を思いとどまらせることはできず、教育・指導・援助が必要である。
- ・ 少年法適用対象年齢を引き下げると、18歳、19歳の被疑者のほとんどが起訴猶予、罰金等となり、更生に必要な処遇を受けられなくなる。また、18歳、19歳について、ぐ犯による処分ができなくなる。
- ・ 公職選挙法や民法と少年法とは趣旨が異なるので、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が18歳に引き下げられたとしても、少年法適用対象年齢を引き下げる必要はない。
- ・ そのため、少年法適用対象年齢の引下げに反対である。

○藤本哲也氏 刑事政策の研究者（中央大学名誉教授、常磐大学教授）

- ・ 諸外国の多くでは、18歳を少年法上の成人としている。
- ・ 公職選挙法や民法と少年法において「大人」として取り扱われる年齢は一致している方が国民にとって分かりやすい。
- ・ そのため、少年法適用対象年齢の引下げに賛成である。
- ・ ただし、その場合、18歳以上21歳未満（26歳未満）の若年成人について保護手続と刑事手続を選択可能にすることを提案する。
- ・ 試案として、保護手続か刑事手続かの選択を検察官が行うものとする、その判断資料を保護観察官の調査により収集すること、少年院と同じような内容の若年成人用の施設をつくること、若年成人に独立の保護観察処分を設けること、ハーフウェイハウスを創設すること等が考えられる。

第2回ヒアリング（平成27年11月27日）

○横山 實氏 社会学、少年法の研究者（國學院大學名誉教授）

- ・ 少年法適用対象年齢を引き下げると、軽微な罪を犯した者が更生に必要な処遇を受けられなくなるなどの弊害がある。

- ・そのため、少年法適用対象年齢の引下げに反対である。
- ・諸外国の研究者である多くの友人も、我が国の少年法適用対象年齢を引き下げることには反対する自分の考えを支持している。
- ・現行の少年司法制度を維持した上で、22歳までの成人に対し、刑罰の特例としての保護措置を導入することが望ましい。その場合には、少年鑑別所を利用して鑑別技官が要保護性を判断することも考えられる。

○石上美知代氏 保護司（更生保護施設に勤務）

- ・最近の若者は幼く、意思の疎通が困難である。
- ・入所者と接してきた経験上、22歳程度にならないと今後の生活等について考えることができないと感じている。少年法適用対象年齢を引き下げると、18歳から22歳程度の者を保護する制度が必要で、それらの者に何ら保護がなされないこととなるのであれば、引下げには反対である。
- ・依存症の治療のために入所者を病院に連れて行くことを可能にするなど保護観察を多様化することが適当である。
- ・少年院収容期間や仮退院（2号観察）の期間はもう少し長い方が良い。
- ・仮退院中の少年が指導に従わない場合には、少年院に戻しやすくして、短期間でも教育し直してほしい。

○森 修一氏 警視庁生活安全部少年育成課長

山本佳彦氏 同部少年事件課長

- ・少年総人口に占める犯罪少年の割合が10年前に比べ63パーセント減少するなど、警視庁管内における少年犯罪は減少しているが、それは、地域と警察が一体となった防犯対策の推進、少年事件捜査員の大幅な増強等の成果と考えられる。現在も、「非行少年を生まない社会づくり」を推進している。
- ・警察においては、少年法適用対象年齢が引き下げられ、それに合わせて少年警察活動の対象を18歳未満に限った場合には、これまで立ち直り支援活動を実施していた18、19歳の少年について、支援の対象ではなくなるという影響が生じる。

○角田正紀氏 元裁判官（日本大学教授）

- ・裁判所では、社会調査を踏まえて適切に少年保護手続を運用している。
- ・少年保護事件の現場では、少年の養育環境に問題があり、刑事責任を問うよりも、教育によって再非行防止を図る方が適切ではないかと思われる事件が非常に多い。
- ・民法の成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、少年法適用対象年齢を18歳に引き下げるのも一つの考え方である。しかし、特段の措置を採らずに引き下げると、丁寧な手当てにより再非行を防止している層が野放し

になるので、18歳から22歳程度までの若年者に対して新しい中間的な対応をする施策を考える必要がある。例えば、再度の執行猶予要件を緩和することや少年刑務所の処遇の改革が考えられる。

第3回ヒアリング（平成27年12月16日）

○武内大徳氏 弁護士（犯罪被害者支援業務に従事）

- ・被害者からは、少年審判は非公開であり、手続の状況を直接見聞することができないことに不満が述べられている。もっとも、数次の少年法改正を経て、重大事件に原則逆送制度が導入されて公開の法廷で審理が行われるようになるなどし、その状況は改善されている。
- ・少年法固有の観点からは、少年法適用対象年齢を引き下げる必要性を感じていないが、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合に親権者のいない18歳、19歳の者を保護処分の対象とすることには違和感がある。
- ・現行法を前提とすると、18歳で自動車の運転免許を取得できるにもかかわらず、事故を起こすと少年手続になるのは問題であるという意見がある。

○和氣みち子氏 被害者支援センターとちぎ事務局長

熊谷 明彦氏 弁護士（全国被害者支援ネットワーク理事）

- ・犯罪抑止につながると思うので、少年法適用対象年齢の引下げに賛成である。
- ・18歳に選挙権が認められ、民法上成年となるのであれば、なお一層成人と同じように刑事処分を受けるべきと考えるのは、自然なことである。
- ・ただ、軽微な事件を犯した者についてまで、刑罰が必須とは考えていない。保護処分を活用して再犯やスティグマを回避しながら再社会化することも、検察官が起訴か家裁送致かを決する制度にすることも考えられ、また、更生緊急保護を受けることを条件とする起訴猶予措置も考えられる。
- ・矯正施設は職業訓練の場ではなく、罪と向き合い反省を深める教育の場とすべきである。

○武 るり子氏 少年犯罪被害当事者の会代表

澤田美代子氏 少年犯罪被害当事者の会

- ・自らの行動には責任が伴うことを自覚させるためにも、少年法適用対象年齢を18歳未満に引き下げることは必要である。
- ・ふざけ半分の行動で人を傷付け、命を脅かす行動をする者がおり、それによって尊い命が奪われることもある。少年法適用対象年齢の引下げにより、エスカレートする犯罪を食い止めること、再犯を防ぐことにつながると思うので、2年引き下げることは意義がある。
- ・公選法や民法の年齢を引き下げるのであれば、一層、少年法適用対象年齢

も引き下げるべきである。

- ・ 重大な罪を犯した者を「未熟」とは呼んでほしくない。
- ・ 罪を犯した少年に対する教育を徹底する必要がある。
- ・ 被害者には加害者に関する情報を適切に知らせるべきである。

○松村恒夫氏 全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事

高橋正人氏 弁護士（同会副代表幹事）

土師 守氏 同会副代表幹事

- ・ 凶悪重大事件には少年法を適用せず、犯した罪に見合う刑罰を科すべきである。特に、被害者が死亡した事件は少年法を適用すべきでない。
- ・ 被害者は少年法適用対象年齢の引下げを願っている。また、権利には責任が伴うのであるから、選挙権年齢を18歳に引き下げたのであれば、少年法適用対象年齢も引き下げるべきである。
- ・ ただ、軽微な罪を犯した者に対する保護処分を否定するものではなく、少年法適用対象年齢を18歳未満としつつ、18歳から22歳程度までを特別の保護処分の対象とする制度を作ることがよいと思う。応報のための刑罰と更生のための保護処分の両方を科し得る制度とするのも一案である。

第4回ヒアリング（平成28年1月19日）

○河村真紀子氏 主婦連合会事務局長

- ・ 現在は子どもの貧困が深刻化し、少年及び若年者は、社会性を育てる経験に乏しく、幼い面がある。
- ・ 少年院、少年刑務所を視察した結果、更生のための教育や処遇が非常に手厚く丁寧に行われていると感じた。
- ・ 少年事件の多くは、報道等がされず、処遇等が一般市民に知られていない。
- ・ 少年を更生させて社会に送り出す現行のシステムは、社会をより安全にするためにも有益と考える。
- ・ そのため、少年法適用対象年齢の引下げに反対である。

○宮本久也氏 全国高等学校長協会会長、東京都立西高等学校長

- ・ 現在の少年は社会的経験が乏しく自立が遅くなっている。
- ・ 学校から見ると、警察は非常に身近になっており、連携が進んでいるが、警察以外の機関との連携は進んでいない。
- ・ 少年法適用対象年齢が18歳に引き下げられた場合、高校の生徒の中に少年法が適用される者と適用されない者が混在し、日々その範囲が変化することから、学校としてどのように対応するかが難しい。
- ・ 少年鑑別所、少年院を視察したところ、丁寧に一人一人に対して更生のためのプログラムが作られていた。ただ、少年院を出た後の高校復学等のた

め、学校・教育委員会と少年院との連携が強まると、より良い。

○**広田照幸氏 教育社会学の研究者（日本大学教授）**

山本宏樹氏 同上（東京理科大学助教）

- ・調査結果を分析すると、非行少年への処遇は、全体として有効に機能している。少年院では、少年を深い反省に導く教育が行われており、再非行防止・更生の観点から有効である。
- ・少年院における教育の有効性には、18歳未満の者と18歳以上の者との違いは見られない。
- ・未成熟な非行少年に対応する必要があるが、少年法適用対象年齢を引き下げる方が適当である。同年齢を引き下げた場合に18歳以上の者に濃密な教育を課すことが法的に可能であるかは専門外なので分からないが、引き下げるのであれば若年成人に何らかの特別な措置が必要であると思う。

第5回ヒアリング（平成28年1月27日）

○**棚村政行氏 民法（家族法）の研究者（早稲田大学教授）**

- ・民法については、少子高齢化の中で若者に対する期待を込めて成年年齢を18歳に引き下げるといふ答申がなされた。
- ・児童の権利条約は、児童の範囲を18歳未満としている。
- ・法律というのは、権利を与えるけれども、責任・義務も果たしてもらうというように、権利と義務をセットで考えるのが普通である。ただ、支援や救済の必要な人には、そのような対応が必要である。
- ・少年法適用対象年齢の引下げに賛成であるが、18歳から23歳程度の若年者が抱える問題に柔軟かつ適切に対応できるような法整備と支援を考えてほしい。少年刑事法の専門家でないため、手続の区分はよく分からないが、保護処分のようなものと刑事手続等との選択の可能性を広げていくことや、更生保護・矯正等の特別な措置を採ることが必要であろうと思う。

○**宮本みち子氏 社会学の研究者（放送大学副学長，千葉大学名誉教授）**

- ・青年期から成人期への移行期が30歳程度まで長期化している。また、その移行も、太いレールの上を走って行くというような移行から、複雑でジグザグな移行に変化しており、個人化，多様化，流動化している。
- ・未成年と成人とは明確に区分できるものではなく、青年から成人へはプロセスとして認識することが妥当である。
- ・18歳，19歳の者を法律上「少年」とするか，「成人」とするかではなく，その年齢の者が必要としている支援を行うことが可能な制度とすることが必要である。
- ・若年者に対する刑事法制と社会保障制度の問題は，若者が持つ問題とそれ

への対応という点で共通性が大きいので、同時並行で検討する必要があるのではないか。

○十倉利廣氏 元矯正研修所所長（龍谷大学非常勤講師）

- ・再犯防止に有効な処遇を行うためには、その者にどのような処遇を行うことが有効かをアセスメントし、適合性を判断することが必要である。
- ・少年事件においては、審判前に家裁調査官や少年鑑別所による緻密なアセスメントが行われ、これを踏まえた一貫した処分と処遇が行われているところ、このような手法は成人受刑者にも有用である。
- ・刑務所にはない少年院の処遇の特徴として、教官と入院者の関係の強さ、昼夜一貫した教育的な構造、考える機会の充実等が挙げられる。
- ・若年成人に対して保護処分に相当する措置を行うのであれば、処遇内容として、考える機会の充実のほか、施設規模、集団編成の規模、夜間処遇体制への配慮等が必要である。また、要保護性の判断に際し、既存の機関（家庭裁判所調査官、少年鑑別所）の調査機能を活用すべきである。

○才門辰史氏ほか3名 NPO法人セカンドチャンス！

- ・過去に少年院又は刑務所に収容された経験を踏まえて、少年院出院者等の更生を支援している。
- ・少年院で、過去を振り返り、将来どうするかを考えさせられたことが、その後の立ち直りに有効であった。他方で、少年院の中の生活と外の生活とのギャップが大きく、出院者が戸惑い、元に戻ってしまうことがある。
- ・18歳で運転免許が取得でき、行動範囲が広がるので、少年法適用対象年齢も18歳に引き下げるのが良いと思う。ただし、少年院の教育が必要な場合があり、年齢に限らず、再犯防止のプログラムを受講できるなどの教育的な仕組みを設けるのが良いと思う。

第6回ヒアリング（平成28年2月10日）

○相澤 仁氏 児童自立支援施設国立武蔵野学院院長

- ・児童自立支援施設では、個人的居場所（家庭）と社会的居場所（学校）の双方を失った児童を支援する場合、二つの居場所を同時に獲得するのではなく、一つずつ段階的に居場所を獲得するような支援（スモールステップ）を行っており、少年院からの社会復帰においても参考になると思われる。
- ・不適切な養育の中で行動上の問題を起こしている子供は少なくなく、若年者については、家庭裁判所や少年鑑別所のアセスメントにより問題の背景
 - ・原因等を明らかにした上で処分を決めるべきではないか。
- ・少年院と少年刑務所を合わせたような施設を創設し、若年者に少年院における教育と同様の科学的知見を付加した教育を実施することやスモールス

テップによる社会復帰教育を実施することが必要ではないか。

○市村彰英氏 元家庭裁判所調査官（埼玉県立大学教授）

- ・家庭裁判所調査官は、少年や保護者から話を聞き、少年鑑別所と連携するなどして、非行のメカニズムを解明し、問題の解決に向けた教育的働きかけを行い、裁判官に調査結果を報告している。
- ・少年にとって、家族との間で自立と依存のバランスを図り青年として健全な自立ができるようになることは、将来の人生をも左右する課題であるため、少年や家族への保護的措置が重要であり、心理、教育、福祉的な関わりを持つことが望ましいが、現行の成人に対する刑事手続だけでは、少年の立ち直りをサポートすることにつながらない可能性がある。
- ・少年刑務所では、刑務官と受刑者、管理する者とされる者という関係になっており、少年院ほど手厚い指導は難しいと思う。

○大沢陽一郎氏 読売新聞東京本社論説委員

- ・国民の少年法に対する意見は、厳しいものが多い。
- ・選挙権年齢、成年年齢が引き下げられるのであれば、少年法適用対象年齢の引下げを検討するのは自然だが、軽微な事件を犯した者の更生に向けた働きかけは必要で、現在有効に機能している仕組みは極力活かしてほしい。
- ・少年院では少年の内面に踏み込んだ矯正教育が行われ、少年刑務所では作業が主で教育が従であると感じた。刑務所における処遇について、作業中心ではなく、教育的な処遇を拡充することを考えてはどうか。
- ・柔軟に保護観察の期間を考えられる仕組みがあれば良い。
- ・少年法適用対象年齢を引き下げた場合、原則は18歳以上の者は実名報道になると思うが、一定の年齢層に特別な制度を作る場合には、実名報道等の範囲について、議論が必要になる。

○野沢和弘氏 毎日新聞社論説委員

- ・発達障害を有する者による重大事件について、障害の特性を理解しない不適切な報道がなされ、国民の誤解、厳罰化につながっている。また、発達障害者向けの矯正プログラムや地域社会の理解・サポートが不足しており、再犯を繰り返すケースがあり、その改善には、捜査機関、メディア及び司法機関の理解、矯正プログラムの構築、出所後のサポート等が必要である。このことは、少年の事件についても同様で、適切な報道、国民の理解、適切な処遇、再犯防止という循環が必要と思われる。
- ・18歳、19歳の者が重大な罪を犯した場合、今でも厳罰に処すことは可能で、あえて年齢を引き下げることが、教育的な処遇が必要な人たちがその機会を受けられなくなる可能性を考えると、慎重に考えるべきである。

第7回ヒアリング（平成28年3月4日）

○友田明美氏 小児科医（福井大学教授）

- ・脳の中で最後に成熟する部分が、思考力、判断力、犯罪抑制に関係する前頭前野である。
- ・脳の成長には環境の影響が大きい。
- ・不適切な養育による脳の発達上の障害を刑事責任の軽減理由とすることには慎重になるべきである。
- ・刑事施設に不適切な養育を受けた者が多くいるのであれば、不適切な養育やトラウマを来すような環境を減らし、早期治療、支援に本腰を入れて取り組むべきである。
- ・大人になる時期を法律上何歳とするかは、（医療の問題ではなく）法律の問題であるが、20歳が一つの区切りだと思う。

○八木淳子氏 精神科医（岩手医科大学講師）

- ・脳の感情を司る部分（大脳辺縁系）と衝動抑制を司る部分（前頭前野）の発達のミスマッチによる不均衡な脳の状態が、危険な行動に子どもや若者を走らせると言われている。
- ・単純な脳の変化は生涯を通じて起こるが、30歳くらいまではその変化が大きく、ダイナミックなネットワークの増強は、25歳くらいまで起きる。
- ・若年受刑者の中には、精神医学的な理解と介入が必要な者が少なくない。
- ・10歳から25歳までは、脳神経や精神の発達において極めて不安定な時期であり、非行・犯罪後の保護的教育を実施できる機関が必要である。
- ・未成熟な層には、法律上、少年とされた者にも、成人とされた者にも、バックアップ体制を強力に、かつ、同時に推し進めることが大事である。

○安藤久美子氏 精神科医（国立精神・神経医療研究センター）

- ・脳の発達、脳のボリューム、脳の機能の活発さだけで責任能力を判断することは難しい。
- ・精神鑑定をしていると、非行や社会的な背景も多様で、疾病性の点でも非常に多様な障害が併存している少年たちも増えてきており、昔に比べて、少年の自尊心が低く、自己表現が未熟になっていると感じる。
- ・医者としては、何歳でも能力を上げられる可能性はあると思うが、効果、効率性という点からは、20代前半くらいまでは十分可能性はあると思う。どこで線を引くかは法律家が考えるとしても、20代前半までは、通常の刑務作業ではなく、別の処遇体制・治療体制を組み込むことが考えられる。

第8回ヒアリング（平成28年3月18日）

○土井隆義氏 犯罪社会学の研究者（筑波大学教授）

- ・「社会緊張理論」からは、目標までの距離が近く欲望があおられることから生ずる相対的不満の低下により刑法犯減少を説明できる。今の若者は社会への期待値が低いため相対的不満が小さい。
- ・「文化学習理論」からは、対抗文化の衰退から若年刑法犯の減少を説明できる。現在と今の親世代が若かった頃とを比較すると、現在の親子間には、価値観の世代間対立は生じていないため、大人に対抗する若者文化（非行もその一つ）が衰退した。
- ・少年事件が減っているのに、少年事件が増加し、凶悪化しているという社会認識が生じているのは、報道量の増加などによるのではないか。

○田島良昭氏 社会福祉法人南高愛隣会前理事長

- ・警察、家庭裁判所において、少年に対し、丁寧な対応が行われている。
- ・少年鑑別所や少年院の職員の質は高く、知的障害・発達障害への対応を含めて、少年の改善更生のための処遇は、大きな効果を上げている。
- ・選挙権年齢や民法の成年年齢が引き下げられた場合は、少年法適用対象年齢も引き下げるべきである。
- ・少年に対する処遇と成人に対する処遇の格差が大きいが故に、少年法適用対象年齢の引下げに反対する意見があると思うが、刑務所での処遇が少年院での処遇に比べて遅れているのは、懲役刑が作業を義務付けていること等が理由になっており、この際、少年院で行っている処遇を成人にも広げてほしい。

第9回ヒアリング（平成28年7月8日）

○平山秀生氏 弁護士（日本弁護士連合会前副会長）

山崎健一氏 弁護士（同連合会子どもの権利委員会）

- ・第1回で述べたとおり、少年法上の成人年齢は維持されるべきである。
- ・20歳未満の少年を少年審判の対象とし、20歳以上の成人を刑事訴訟の対象とする現行法の枠組み自体は変えるべきでなく、「若年者」という新たな層に対する枠組みを設ける必要はない。

○石川正興氏 刑事政策の研究者（早稲田大学教授）

- ・刑務作業には、所内の規律維持、受刑者の心身の悪化の防止、受刑者の改善・社会復帰等の機能があり、自由刑の受刑者に対しては、作業を義務付けておく必要がある。
- ・刑事収容施設法が改正され、作業中心の処遇から脱した処遇体制になったのであるから、「作業を課し、その他矯正に必要な処遇を行なう」とする改正刑法草案を参考に刑法の改正を検討すべきである。
- ・選挙権年齢や成年年齢と少年法適用対象年齢は一致させるべきである。

- ・18歳，19歳の者が成人として刑事手続に委ねられる機会に，積極的に刑事手続の弾力化を図るべきと考えることから，入口支援の充実，判決の宣告猶予制度の新設，刑の一部の執行猶予制度の活用，自由刑の執行場所としての少年院の活用，少年刑務所等の整備を図るべきである。

第10回ヒアリング（平成28年7月29日）

○葛野尋之氏 刑事法の研究者（一橋大学教授）

- ・少年法適用対象年齢の引下げは再犯を増加させ，刑事政策上深刻な問題を生む。また，民法の成年年齢とは，合わせる必要もなく，合わせるべきものでもない。
- ・したがって，少年法適用対象年齢は引き下げるべきではない。
- ・少年司法は，更生・社会復帰の支援，再犯の防止という点において良好な成果を継続的に上げてきたと評価しており，これは少年司法に携わる実務家の努力の積み重ねによるものと思う。
- ・行為責任主義やデュー・プロセスを考えると，18歳，19歳を成人としたときに，保護手続や保護処分に付すことはできない。
- ・18歳，19歳を成人とした場合には，刑事司法の枠の中で，微罪処分的な起訴猶予，家庭裁判所における刑事裁判，社会調査とケースワークの実施，有罪判決の宣告猶予等の手続を導入することが考えられる。

○佐伯仁志氏 刑事法の研究者（東京大学教授）

- ・保護処分を，保護原理（パターナリズム）に基づき本人の利益のために国家が介入するものと考ええると，親権に服しない18歳，19歳の者に対するパターナリズムに基づく介入が正当化されるかが問題となる。
- ・保護処分を，過去の非行事実に対する制裁で責任主義が妥当するものと考ええると，何歳まで保護処分に付するのが刑事政策的に望ましいかという問題となる。若年成人に他の成人と異なる扱いをしても，合理的な理由があれば問題はなく，保護処分類似の処分をすることも原理的な問題はない。少年法が少年に特別の処分を認めている理由が18歳，19歳にも妥当するのであれば，刑事処分では実刑にならない場合に，ある程度の重さの罪を犯した者を一定期間施設に収容することも，合理性が認められ得る。
- ・現在の調査・鑑別や少年院処遇等は基本的に有効に機能しており，少年法適用対象年齢が引き下げられたとしても，できるだけ継続すべきである。
- ・若年受刑者に対する施設内処遇は，少年院における処遇に準じたものにしていくべきであり，必要があれば自由刑の単一化を実現すべきである。
- ・保護観察をより積極的に活用していくべきであり，保護観察付き執行猶予に再度の執行猶予を認めることも一つの有効な方策である。 以上

非行	終局決定										非行									
	総数	(刑罰相当へ送致)			保護処分				不処分			審判不開始								
		総数	保護観察	児童自立支援施設へ送致又は 児童福祉施設へ送致	少年院へ送致			強制	非強制	総数		保護の措置	別件保護中	総数	保護の措置	別件保護中	事案軽微			
					総数	初等	中等											特別	医療	
総数	0	1,182	897	114	171	167	0	0	4	76	6	70	494	475	19	1,081	984	82	15	
総数	2,833	0	1,182	897	114	171	167	0	0	4	76	6	70	494	475	19	1,081	984	82	15
刑法犯総数	2,567	0	1,083	844	93	146	144	0	0	2	68	0	68	463	446	17	953	861	79	13
窃盗	1,463	0	527	420	44	63	63	0	0	0	28	0	28	275	261	14	633	572	56	5
強盗	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
詐欺	8	0	6	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
恐喝	43	0	31	23	3	5	5	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	4	2	0
横領	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺失物等横領	105	0	11	11	0	0	0	0	0	2	0	0	2	10	10	0	82	76	5	1
盗品譲受け等	36	0	8	6	0	2	2	0	0	0	0	0	0	8	8	0	20	19	1	0
傷害	447	0	292	228	22	42	41	0	0	1	20	0	20	89	88	1	46	42	4	0
傷害致死	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行	108	0	55	44	7	4	4	0	0	0	6	0	6	18	18	0	29	27	0	2
脅迫	7	0	6	5	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
殺人(注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致傷	14	0	14	8	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗強姦致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強姦(注3)	5	0	5	1	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団強姦(注3)	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ	54	0	43	28	3	12	12	0	0	0	4	0	4	3	3	0	4	2	2	0
賭博	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	125	0	33	29	2	2	2	0	0	1	0	0	1	22	21	1	69	61	7	1
放火	7	0	6	3	0	3	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
失火	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
過失致死傷	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	25	24	0	1
業務上(重)過失致死傷(注4)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2
往来妨害	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物損壊等	93	0	38	30	6	2	1	0	0	1	4	0	4	22	22	0	29	26	2	1
公務執行妨害	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
刑法犯その他	15	0	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	7	6	1	4	4	0	0
特別法犯総数	213	0	55	42	4	9	8	0	0	1	2	0	2	29	27	2	127	122	3	2
暴力行為等処罰ニ関スル法律	38	0	22	16	1	5	5	0	0	0	1	0	1	4	3	1	11	11	0	0
道路運送車両法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銃砲刀剣類所持等取締法	15	0	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8	8	0	0
軽犯罪法	102	0	13	12	1	0	0	0	0	1	0	0	1	13	13	0	75	72	1	2
売春防止法	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬及び向精神薬取締法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤取締法	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国管理及び難民認定法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別法犯その他	56	0	12	9	0	3	2	0	0	1	0	0	0	11	10	1	33	31	2	0
ぐぐ	53	0	44	11	17	16	15	0	0	1	6	6	0	2	2	0	1	1	0	0

非行	終局										決定				審判不開始				非行	
	総数	(刑 察事 官処 分送 致)	保護処分					不処分					総 数	保 護 的 措 置	別 件 保 護 中	事 案 軽 微				
			保護観察	児童 自立 支援 施設 送致 又は 児童 福祉 施設 送致	少年院へ送致			強制	非 強 制	総 数	保 護 的 措 置	別 件 保 護 中					総 数			
					総 数	初 等	中 等											特 別		医 療
総 数	2,427	2,102	27	298	241	50	0	7	35	2	33	1,763	1,579	184	3,507	3,051	409	47		
総数	7,732	0	2,427	2,102	27	298	241	50	0	7	35	2	33	1,763	1,579	184	3,507	3,051	409	47
刑法犯総数	7,065	0	2,298	2,006	16	276	221	48	0	7	28	0	28	1,619	1,456	163	3,120	2,681	393	46
窃盗	4,055	0	1,173	1,052	10	111	82	27	0	2	14	0	14	881	789	92	1,987	1,716	259	12
強盗	11	0	8	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0
詐欺	43	0	24	16	0	8	7	1	0	0	0	0	0	11	10	1	8	3	4	1
恐喝	119	0	67	60	0	7	6	1	0	0	0	0	0	39	34	5	13	6	7	0
横領	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
遺失物等横領	433	0	44	43	0	1	1	0	0	0	1	0	1	83	78	5	305	271	24	10
盗品譲受け等	145	0	21	20	0	1	0	1	0	0	0	0	0	23	19	4	101	88	10	3
傷害	1,017	0	579	487	3	89	78	10	0	1	9	0	9	295	276	19	134	103	30	1
傷害致死	3	0	3	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行	266	0	102	90	2	10	7	1	0	2	1	0	1	89	82	7	74	63	9	2
脅迫	21	0	10	8	0	2	2	0	0	0	0	0	0	5	3	2	6	6	0	0
殺人(注2)	3	0	3	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致傷	19	0	19	11	0	8	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗強姦致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗強姦	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強姦(注3)	6	0	5	1	0	4	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
集団強姦(注3)	3	0	3	0	0	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ	92	0	67	57	0	10	7	3	0	0	0	0	0	13	11	2	12	11	1	0
賭博	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
住居侵入	373	0	46	42	0	4	4	0	0	0	0	0	0	72	61	11	255	226	29	0
放火	14	0	11	8	0	3	2	1	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0
失火	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0
過失致死傷	70	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	63	47	0	16
業務上(重)過失致死傷(注4)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1
往来妨害	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
器物損壊等	296	0	91	83	1	7	6	0	0	1	1	0	1	82	69	13	122	108	14	0
公務執行妨害	14	0	7	6	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3	0	4	0	4	0
刑法犯その他	50	0	10	9	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	10	1	29	29	0	0
特別法犯総数	601	0	75	68	1	6	6	0	0	0	2	0	2	141	122	19	383	367	15	1
暴力行為等処罰ニ関スル法律	69	0	13	12	0	1	1	0	0	0	0	0	0	32	29	3	24	19	5	0
道路運送車両法	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銃砲刀剣類所持等取締法	17	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0
軽犯罪法	331	0	30	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	73	59	14	228	219	8	1
売春防止法	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麻薬及び向精神薬取締法等	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚せい剤取締法	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国管理及び難民認定法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別法犯その他	179	0	24	20	0	4	4	0	0	0	2	0	2	36	34	2	117	115	2	0
ぐ犯	66	0	54	28	10	16	14	2	0	0	5	2	3	3	1	2	4	3	1	0

非行	終局										決定				非行					
	総数	(刑 察事 官処 分送 致)	保護処分					不処分			審判不開始									
			総 数	保 護 観 察	少年院へ送致			総 数	保 護 的 措 置	別 件 保 護 中	総 数	保 護 的 措 置	別 件 保 護 中	事 案 軽 微						
					総 数	初 等	中 等									特 別	医 療			
児童 自立 支援 施設 送致 又は 他	保 護 観 察	総 数	初 等	中 等	特 別	医 療	総 数	強 制	非 強 制	総 数	保 護 的 措 置	別 件 保 護 中	事 案 軽 微							
総数	8,300	5	2,736	2,214	5	517	0	509	0	8	5	0	1,734	1,509	225	3,820	3,293	484	43	総数
刑法犯総数	7,458	5	2,542	2,064	4	474	0	469	0	5	4	0	1,559	1,348	211	3,348	2,858	454	36	刑法犯総数
窃盗	4,556	1	1,426	1,196	3	227	0	227	0	0	3	0	962	837	125	2,164	1,850	299	15	窃盗
強盗	18	0	17	14	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	強盗
詐欺	84	0	55	33	0	22	0	22	0	0	0	0	12	10	2	17	11	6	0	詐欺
恐喝	150	0	106	76	0	30	0	29	0	1	0	0	25	18	7	19	10	9	0	恐喝
横領	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	横領
遺失物等横領	547	0	62	58	0	4	0	4	0	0	0	0	94	80	14	391	348	39	4	遺失物等横領
盗品譲受け等	158	0	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	33	26	7	99	92	6	1	盗品譲受け等
傷害	773	0	483	384	1	98	0	98	0	0	0	0	201	176	25	89	64	25	0	傷害
傷害致死	5	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	傷害致死
暴行	146	0	51	39	0	12	0	12	0	0	1	0	43	36	7	51	41	10	0	暴行
脅迫	28	0	21	19	0	2	0	2	0	0	0	0	3	3	0	4	4	0	0	脅迫
殺人(注2)	4	0	4	1	0	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	殺人(注2)
強盗致傷	38	0	37	14	0	23	0	23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	強盗致傷
強盗致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	強盗致死
強盗強姦致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	強盗強姦致死
強盗強姦	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	強盗強姦
強姦(注3)	11	0	11	3	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	強姦(注3)
集団強姦(注3)	2	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	集団強姦(注3)
わいせつ	76	0	48	39	0	9	0	8	0	1	0	0	11	10	1	17	17	0	0	わいせつ
賭博	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	賭博
住居侵入	389	0	54	46	0	8	0	8	0	0	0	0	75	60	15	260	226	31	3	住居侵入
放火	12	0	10	6	0	4	0	4	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	放火
失火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	失火
過失致死傷	117	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	101	90	1	10	過失致死傷
業務上(重)過失致死傷(注4)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	0	1	業務上(重)過失致死傷(注4)
往來妨害	6	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0	1	往來妨害
器物損壊等	191	0	56	52	0	4	0	3	0	1	0	0	50	44	6	85	70	14	1	器物損壊等
公務執行妨害	33	0	21	16	0	5	0	5	0	0	0	0	6	6	0	6	3	3	0	公務執行妨害
刑法犯その他	104	0	45	35	0	10	0	9	0	1	0	0	25	23	2	34	25	9	0	刑法犯その他
特別法犯総数	792	0	147	121	0	26	0	24	0	2	1	0	173	159	14	471	434	30	7	特別法犯総数
暴力行為等処罰ニ関スル法律	70	0	38	27	0	11	0	10	0	1	0	0	15	14	1	17	16	1	0	暴力行為等処罰ニ関スル法律
道路運送車両法	12	0	8	5	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	道路運送車両法
銃砲刀剣類所持等取締法	25	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	12	12	0	0	銃砲刀剣類所持等取締法
軽犯罪法	377	0	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	74	62	12	270	245	24	1	軽犯罪法
売春防止法	4	0	3	1	0	2	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	売春防止法
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等
麻薬及び向精神薬取締法等	4	0	3	1	0	2	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	麻薬及び向精神薬取締法等
覚せい剤取締法	12	0	12	7	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	覚せい剤取締法
出入国管理及び難民認定法	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	3	出入国管理及び難民認定法
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	毒物及び劇物取締法
特別法犯その他	281	0	45	42	0	3	0	3	0	0	1	0	74	73	1	161	153	5	3	特別法犯その他
ぐ犯	50	0	47	29	1	17	0	16	0	1	0	0	2	2	0	1	1	0	0	ぐ犯

非行	終局決定																							
	総数	保護処分				不処分			審判不開始															
		(刑 察事 官処 分送 致)	少年院へ送致			強制	非強制	総数	保護的措置	別件保護中	総数	保護的措置	別件保護中	事案軽微										
			児童自立支援施設へ送致又は 児童養護施設へ送致	初等	中等										特別	医療								
総数	保護観察	総数	初等	中等	特別	医療	総数	強制	非強制	総数	保護的措置	別件保護中	総数	保護的措置	別件保護中	事案軽微								
総数	5,143	15	2,010	1,451	0	559	0	540	7	12	0	0	0	0	1,062	847	215	2,056	1,719	289	48	総数	総数	
刑法犯総数	4,356	14	1,802	1,283	0	519	0	503	7	9	0	0	0	0	914	726	188	1,626	1,344	255	27	刑法犯総数		
窃盗	2,158	1	767	579	0	188	0	182	2	4	0	0	0	0	478	382	96	912	743	162	7	窃盗		
強盗	21	0	14	3	0	11	0	9	2	0	0	0	0	5	4	1	0	2	1	1	0	強盗		
詐欺	151	2	103	46	0	57	0	56	1	0	0	0	0	19	12	7	0	27	11	16	0	詐欺		
恐喝	118	0	90	53	0	37	0	37	0	0	0	0	0	16	12	4	0	12	3	9	0	恐喝		
横領	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	1	0	1	1	0	0	横領		
遺失物等横領	369	0	34	33	0	1	0	1	0	0	0	0	0	74	59	15	0	261	232	20	9	遺失物等横領		
盗品譲受け等	70	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	9	2	0	45	44	1	0	盗品譲受け等		
傷害	625	0	433	314	0	119	0	117	0	2	0	0	0	130	105	25	0	62	52	10	0	傷害		
傷害致死	6	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	傷害致死		
暴行	146	0	59	57	0	2	0	2	0	0	0	0	0	45	32	13	0	42	37	4	1	暴行		
脅迫	24	0	13	12	0	1	0	0	1	0	0	0	0	6	5	1	0	5	3	2	0	脅迫		
殺人(注2)	7	3	4	0	0	4	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	殺人(注2)	
強盗致傷	37	1	35	9	0	26	0	25	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	強盗致傷		
強盗致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	強盗致死		
強盗強姦致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	強盗強姦致死		
強盗強姦	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	強盗強姦		
強姦(注3)	14	1	13	3	0	10	0	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	強姦(注3)		
集団強姦(注3)	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	集団強姦(注3)		
わいせつ	87	1	63	41	0	22	0	22	0	0	0	0	0	14	12	2	0	9	9	0	0	わいせつ		
賭博	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	賭博		
住居侵入	153	0	49	44	0	5	0	5	0	0	0	0	0	38	31	7	0	66	56	10	0	住居侵入		
放火	12	0	11	2	0	9	0	9	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	放火		
失火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	失火		
過失致死傷	74	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	60	52	0	8	過失致死傷		
業務上(重)過失致死傷(注4)	13	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	9	7	0	2	業務上(重)過失致死傷(注4)		
往來妨害	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	往來妨害		
器物損壊等	114	0	27	21	0	6	0	6	0	0	0	0	0	27	23	4	0	60	48	12	0	器物損壊等		
公務執行妨害	24	0	18	11	0	7	0	7	0	0	0	0	0	3	2	1	0	3	3	0	0	公務執行妨害		
刑法犯その他	122	0	45	34	0	11	0	10	0	1	0	0	0	27	20	7	0	50	42	8	0	刑法犯その他		
特別法犯総数	765	1	193	162	0	31	0	29	0	2	0	0	0	142	117	25	0	429	374	34	21	特別法犯総数		
暴力行為等処罰ニ関スル法律	47	0	26	22	0	4	0	4	0	0	0	0	0	15	11	4	0	6	5	1	0	暴力行為等処罰ニ関スル法律		
道路運送車両法	41	0	20	17	0	3	0	3	0	0	0	0	0	6	3	3	0	15	13	2	0	道路運送車両法		
銃砲刀剣類所持等取締法	39	0	9	8	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4	4	0	0	26	26	0	0	銃砲刀剣類所持等取締法		
軽犯罪法	151	0	13	12	0	1	0	1	0	0	0	0	0	32	23	9	0	106	90	12	4	軽犯罪法		
売春防止法	5	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0	売春防止法		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等	18	0	4	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	2	1	0	11	10	1	0	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等		
麻薬及び向精神薬取締法等	15	0	11	8	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	3	0	0	1	0	1	0	麻薬及び向精神薬取締法等		
覚せい剤取締法	15	0	15	9	0	6	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	覚せい剤取締法		
出入国管理及び難民認定法	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	0	11	出入国管理及び難民認定法		
毒物及び劇物取締法	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	毒物及び劇物取締法		
特別法犯その他	420	1	92	80	0	12	0	12	0	0	0	0	0	78	70	8	0	249	228	15	6	特別法犯その他		
ぐ犯	22	0	15	6	0	9	0	8	0	1	0	0	0	6	4	2	1	1	1	0	0	ぐ犯		

非行	終局決定																	
	保護処分					不処分					審判不開始							
	総数	(刑 検 察 官 処 分 送 致 当)	少年院へ送致				総数	強制	非強制	総数	別件保護中	保護的措施	別件保護中	事案軽微				
			児童自立支援施設へ送致又は 児童養護施設へ送致又は 保護観察	総数	初等	中等									特別	医療		
総数	98	2,216	1,655	0	561	0	516	34	11	0	1,233	1,063	170	2,475	2,056	289	130	
総数	6,022	4,666	82	1,917	1,401	0	516	0	477	30	9	9	0	0	0	0	0	0
刑法犯総数																		
窃盗	2,192	27	846	643	0	203	0	190	9	4	4	0	0	0	0	0	0	0
強盗	37	3	27	11	0	16	0	12	3	1	0	3	2	1	4	3	1	0
詐欺	224	13	146	71	0	75	0	72	2	1	0	24	19	5	41	17	24	0
恐喝	106	0	88	57	0	31	0	25	6	0	0	14	14	0	4	0	4	0
横領	5	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	0
遺失物等横領	442	2	20	20	0	0	0	0	0	0	0	74	59	15	346	304	22	20
盗品譲受け等	61	1	6	6	0	0	0	0	0	0	0	18	13	5	36	31	3	2
傷害	626	16	370	289	0	81	0	73	6	2	0	164	144	20	76	63	13	0
傷害致死	7	5	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行	203	1	79	70	0	9	0	9	0	0	0	61	51	10	62	56	5	1
脅迫	42	0	27	25	0	2	0	2	0	0	0	9	7	2	6	5	1	0
殺人(注2)	4	1	3	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致傷	35	2	31	11	0	20	0	19	1	0	0	1	0	1	1	0	1	0
強盗致死	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗強姦致死	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強姦(注3)	12	0	12	2	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団強姦(注3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ	93	2	57	38	0	19	0	18	1	0	0	15	14	1	19	19	0	0
賭博	6	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	3	3	0	0
住居侵入	179	0	66	52	0	14	0	11	2	1	0	28	24	4	85	76	4	5
放火	9	0	7	4	0	3	0	3	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0
失火	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
過失致死傷	69	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	54	46	2	6
業務上(重)過失致死傷(注4)	9	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0
往來妨害	7	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	2	0	1
器物損壊等	117	2	42	38	0	4	0	4	0	0	0	29	26	3	44	40	4	0
公務執行妨害	30	1	14	11	0	3	0	3	0	0	0	11	11	0	4	3	1	0
刑法犯その他	149	4	62	41	0	21	0	21	0	0	0	36	33	3	47	42	5	0
特別法犯総数	1,349	16	295	251	0	44	0	39	4	1	0	266	233	33	772	654	43	75
暴力行為等処罰ニ関スル法律	31	0	18	15	0	3	0	2	0	1	0	11	10	1	2	1	1	0
道路運送車両法	35	5	11	10	0	1	0	1	0	0	0	5	5	0	14	13	1	0
銃砲刀剣類所持等取締法	49	0	13	12	0	1	0	1	0	0	0	3	3	0	33	27	4	2
軽犯罪法	182	0	15	15	0	0	0	0	0	0	0	35	26	9	132	119	7	6
売春防止法	5	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等	29	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	13	10	3	12	11	1	0
麻薬及び向精神薬取締法等	27	0	22	16	0	6	0	6	0	0	0	3	3	0	2	1	1	0
覚せい剤取締法	36	1	34	13	0	21	0	17	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0
出入国管理及び難民認定法	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	57	14	0	43
毒物及び劇物取締法	7	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0
特別法犯その他	890	9	172	160	0	12	0	12	0	0	0	192	172	20	517	466	27	24
ぐ犯	7	0	4	3	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	2	2	0	0

注1 次の事件を除き、一般保護事件で既済となった人員である。

- (1) 簡易送致事件
- (2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件
- (3) 移送・回付で終局した事件
- (4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)
- (5) 検察官送致(年齢超過によるもの)
- (6) 不処分、不開始(非行なし、所在不明等及びその他の事由によるもの)

注2 殺人(既遂、未遂)事件の他、殺人予備事件、自殺関与事件及び同意殺人(既遂、未遂)事件を含む。

注3 致死傷事件を含む。

注4 車両運転によるものを除く。

被告人の終局時年齢が14歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											区分							
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金	拘留	無罪	家族へ移送	その他
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窃盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
詐欺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺失物等横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盗品譲受け等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賭博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

被告人の終局時年齢が14歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪										区分								
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金	拘留	無罪	家族へ移送	その他
業務上（重）過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴力行為等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃春防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理・難民認定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法犯その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法55条による家族移送を除く。）等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。
 5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
 6 () 内は有罪人員に対する割合（%）である。
 7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が15歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											無罪				その他			
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金		拘留	無罪	家族へ移送
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窃盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
詐欺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺失物等横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盗品譲受け等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賭博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

被告人の終局時年齢が15歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											無罪				その他			
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金		拘留	無罪	家族へ移送
業務上（重）過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴力行為等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃春防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理・難民認定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法犯その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法55条による家族移送を除く。）等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。
 5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
 6 () 内は有罪人員に対する割合（%）である。
 7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が16歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪										区分				その他				
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予		罰金	拘留	無罪	家族へ移送
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窃盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
詐欺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺失物等横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盗品譲受け等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賭博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

被告人の終局時年齢が16歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪										区分								
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金	拘留	無罪	家族へ移送	その他
業務上（重）過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴力行為等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃春防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理・難民認定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法犯その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法55条による家族移送を除く。）等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。
 5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
 6 () 内は有罪人員に対する割合（%）である。
 7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が17歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											無罪		その他			
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮		うち執行猶予	罰金	拘留
総数	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窃盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
詐欺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺失物等横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盗品譲受け等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害致死	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせせ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賭博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

被告人の終局時年齢が17歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											無罪				その他				
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	うち執行猶予	有期禁錮	うち執行猶予		罰金	拘留	無罪	家族へ移送
業務上（重）過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴力行為等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃春防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理・難民認定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法犯その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法55条による家族移送を除く。）等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。
 5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
 6 () 内は有罪人員に対する割合（%）である。
 7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が18歳の罪名別・量刑分布別（終局区分を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪													無罪		その他	
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金		拘留
総数	26	(100.0) 24	-	(95.8) 23	(4.2) 1	-	(8.3) 2	(37.5) 9	(8.3) 2	(37.5) 9	(33.3) 8	-	-	(4.2) 1	-	-	1
窃盗	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-
窃盗強	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
詐欺	2	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	1
恐喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺失物等横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盗品譲受け等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害致死	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(50.0) 1	(50.0) 1	(50.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強	5	(100.0) 5	-	(100.0) 5	-	-	(100.0) 5	(100.0) 5	-	(100.0) 5	-	-	-	-	-	-	-
強盗強致死	4	(100.0) 4	-	(100.0) 4	(25.0) 1	-	(50.0) 2	(25.0) 1	-	(25.0) 1	-	-	-	-	-	-	-
強盗強強	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強強強	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強強強強	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団強強	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-
わいせつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賭博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成26年)

(地・簡裁)

終局

有罪

区分

終局人員

被告人の終局時年齢が18歳の罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員(略式請求事件を除く)

罪名区分	終局											無罪	家族へ移送	その他			
	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察				うち執行猶予	有期禁錮	うち執行猶予
業務上(重)過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	1	-	(100.0)	-	(100.0)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	2	-	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	2	(100.0)	2	-	-	-	-	-	-
暴力行為等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃春防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃俗営業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理・難民認定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	7	-	(83.3)	-	-	-	(16.7)	(66.7)	4	(66.7)	4	-	-	(16.7)	1	-	1
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法犯その他	1	-	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家族移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。

5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。

6 ()内は有罪人員に占める割合(%)である。

7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が19歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

罪名区分	終局人員	有罪											無罪				その他	
		有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金	拘留		無罪
総数	90	(100.0) 83	-	(78.3) 65	(2.4) 2	-	-	(12.0) 10	(3.6) 3	(60.2) 50	(49.4) 41	(8.4) 7	(16.9) 14	(4.8) 4	-	-	4	3
窃盗	13	(100.0) 9	-	(88.9) 8	-	-	-	(88.9) 8	-	(77.8) 7	(33.3) 3	-	(11.1) 1	-	-	2	2	
強盗	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
詐欺	5	(100.0) 5	-	(100.0) 5	-	-	-	(100.0) 5	-	(40.0) 2	(20.0) 1	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺失物等横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盗品譲受け等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	7	(100.0) 6	-	(100.0) 6	-	-	-	(33.3) 2	(66.7) 4	(50.0) 3	-	-	-	-	-	-	1	-
傷害致死	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺人	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致傷	2	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	1
強盗致死	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	(66.7) 2	-	(33.3) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強姦	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせせ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賭博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成26年)

(地・簡裁)

被告人の終局時年齢が19歳の罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員(略式請求事件を除く)

区分 罪名区分	有罪										無罪				その他					
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	うち執行猶予	有期禁錮		うち執行猶予	罰金	拘留	無罪	家族へ移送
業務上(重)過失致死傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	(50.0) 1	(50.0) 1	(50.0) 1	(50.0) 1	(50.0) 1	(50.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	20	(100.0) 20	-	(30.0) 6	-	(30.0) 6	(30.0) 6	(20.0) 4	(20.0) 4	(20.0) 4	(65.0) 13	(65.0) 13	(65.0) 13	(65.0) 13	(5.0) 1	-	-	-	-	-
暴力行為等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃春防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理・難民認定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	22	(100.0) 21	-	(95.2) 20	-	(95.2) 20	(95.2) 20	(90.5) 19	(90.5) 19	(90.5) 19	(9.5) 2	(9.5) 2	(9.5) 2	(4.8) 1	-	-	-	-	-	1
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法犯その他	5	(100.0) 5	-	(60.0) 3	-	(60.0) 3	(60.0) 3	(40.0) 2	(40.0) 2	(40.0) 2	(20.0) 1	(20.0) 1	(20.0) 1	(20.0) 1	(20.0) 1	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家族移送を除く。)等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。
 5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
 6 ()内は有罪人員に占める割合(%)である。
 7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が20歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											無罪				その他			
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金		拘留	無罪	家族へ移送
総数	885	(100.0) 851	-	(89.9) 765	-	(0.1) 1	(1.9) 16	(1.8) 15	(86.1) 733	(76.7) 653	(14.8) 126	(7.4) 63	(6.8) 58	(2.7) 23	-	-	-	-	34
窃盗	297	(100.0) 284	-	(96.5) 274	-	-	(96.5) 274	(18.7) 53	(3.5) 10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
強盗	16	(100.0) 13	-	(100.0) 13	-	-	(15.4) 2	(7.7) 1	(76.9) 10	(53.8) 7	(23.1) 3	-	-	-	-	-	-	-	3
詐欺	98	(100.0) 90	-	(100.0) 90	-	-	(3.3) 3	(96.7) 87	(74.4) 67	(8.9) 8	-	-	-	-	-	-	-	-	8
恐喝	32	(100.0) 31	-	(100.0) 31	-	-	(100.0) 31	(25.8) 8	(87.1) 27	(25.8) 8	-	-	-	-	-	-	-	-	1
横領	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺失物等横領	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
盗品譲受け等	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	77	(100.0) 75	-	(96.0) 72	-	-	(1.3) 1	(93.3) 70	(85.3) 64	(22.7) 17	-	-	-	(4.0) 3	-	-	-	-	2
傷害致死	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(50.0) 1	(40.0) 2	(40.0) 2	(20.0) 1	-	-	-	(60.0) 3	-	-	-	-	-
暴行	5	(100.0) 5	-	(40.0) 2	-	-	-	-	(100.0) 5	(100.0) 5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	4	(100.0) 4	-	(100.0) 4	-	-	-	-	(100.0) 4	(25.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺人	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	(33.3) 1	(33.3) 1	(33.3) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	12	(100.0) 12	-	(100.0) 12	-	-	(33.3) 4	(41.7) 5	(25.0) 3	(25.0) 3	(16.7) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	5	(100.0) 5	-	(100.0) 5	-	-	(40.0) 2	(20.0) 1	(40.0) 2	(20.0) 1	(20.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-
集団強姦	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせせ	20	(100.0) 20	-	(100.0) 20	-	-	(100.0) 20	(85.0) 17	(30.0) 6	(30.0) 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賭博	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	8	(100.0) 8	-	(75.0) 6	-	-	(75.0) 6	(25.0) 2	(25.0) 2	(25.0) 2	-	-	(25.0) 2	-	-	-	-	-	-
放火	5	(100.0) 4	-	(100.0) 4	-	-	(100.0) 4	(50.0) 2	(50.0) 2	(50.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成26年)

(地・簡裁)

被告人の終局時年齢が20歳の罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員(略式請求事件を除く)

区分 罪名区分	有罪											無罪				その他				
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	うち執行猶予	有期禁錮	うち執行猶予		罰金	拘留	無罪	家族へ移送
業務上(重)過失致死傷	1	(100.0)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0)	1	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	8	(100.0)	8	(100.0)	-	-	(37.5)	-	-	(62.5)	5	4	(25.0)	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	2	(100.0)	2	(100.0)	-	-	-	-	-	(100.0)	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	91	(100.0)	91	(33.0)	-	-	-	-	(33.0)	(29.7)	27	4	(4.4)	(65.9)	60	(60.4)	55	(1.1)	-	-
暴力行為等	3	(100.0)	2	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	2	2	(50.0)	-	-	-	-	-	-	1
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃春防止	3	(100.0)	3	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	24	(100.0)	24	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	24	24	(8.3)	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	35	(100.0)	34	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(97.1)	34	33	(26.5)	-	-	-	-	-	-	1
出入国管理・難民認定	4	(100.0)	4	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	95	(100.0)	93	(96.8)	-	-	(3.2)	-	(93.5)	(83.9)	78	2	(2.2)	-	-	(3.2)	3	-	-	2
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	1	(100.0)	1	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法犯その他	27	(100.0)	26	(88.5)	-	-	-	-	(88.5)	(69.2)	18	2	(7.7)	(7.7)	2	(3.8)	1	-	-	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家族移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。

5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。

6 ()内は有罪人員に対する割合(%)である。

7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が21歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											無罪				その他		
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金		拘留	無罪
総数	1,295	(100.0) 1,232	-	(92.5) 1,140	-	(0.3) 4	(2.0) 25	(2.7) 33	(87.5) 1,078	(72.7) 896	(14.4) 177	(5.2) 64	(5.2) 64	(2.2) 27	(0.1) 1	2	-	61
窃盗	446	(100.0) 424	-	(96.9) 411	-	-	(19.0) 4	(0.2) 1	(96.7) 410	(77.1) 327	(17.5) 74	-	(3.1) 13	-	-	22	-	-
強盗	24	(100.0) 21	-	(100.0) 21	-	-	(19.0) 4	(19.0) 4	(61.9) 13	(42.9) 9	(14.3) 3	-	-	-	-	3	-	-
詐欺	147	(100.0) 134	-	(100.0) 134	-	-	(4.5) 6	(4.5) 6	(95.5) 128	(75.4) 101	(16.4) 22	-	-	-	-	13	-	-
恐喝	39	(100.0) 38	-	(100.0) 38	-	-	(100.0) -	(100.0) -	(100.0) 38	(84.2) 32	(21.1) 8	-	-	-	-	1	-	-
横領	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
遺失物等横領	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) -	(100.0) -	(100.0) 1	(100.0) -	-	-	-	-	-	-	-	-
盗品譲受け等	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(100.0) -	(100.0) -	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	108	(100.0) 104	-	(97.1) 101	-	-	(5.8) 6	(5.8) 6	(91.3) 95	(78.8) 82	(14.4) 15	-	(2.9) 3	-	-	4	-	-
傷害致死	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	(80.0) 4	(40.0) 2	-	-	(20.0) 1	-	-	-	-	-
暴行	5	(100.0) 5	-	(80.0) 4	-	-	-	-	(80.0) 4	(40.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
脅迫	6	(100.0) 6	-	(100.0) 6	-	-	-	-	(100.0) 6	(83.3) 5	(33.3) 2	-	-	-	-	-	-	-
殺人	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	(50.0) 1	-	-	(50.0) 1	(50.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致傷	27	(100.0) 25	-	(100.0) 25	-	(4.0) 1	(44.0) 11	(36.0) 9	(16.0) 4	(12.0) 3	(12.0) 3	-	-	-	-	2	-	-
強盗致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強姦	10	(100.0) 10	-	(100.0) 10	-	(10.0) 1	(20.0) 2	(50.0) 5	(20.0) 2	(10.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-
集団強姦	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせせ	29	(100.0) 29	-	(96.6) 28	-	-	(6.9) 2	(6.9) 2	(89.7) 26	(62.1) 18	(24.1) 7	-	(3.4) 1	-	-	-	-	-
賭博	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	-	-	(100.0) 3	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	8	(100.0) 5	-	(80.0) 4	-	-	-	-	(80.0) 4	(40.0) 2	-	-	(20.0) 1	-	-	3	-	-
放火	8	(100.0) 7	-	(100.0) 7	-	(28.6) 2	-	(28.6) 2	(71.4) 5	(71.4) 5	(42.9) 3	-	-	-	-	1	-	-
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

被告人の終局時年齢が21歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											無罪				その他			
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金		拘留	無罪	家族へ移送
業務上（重）過失致死傷	1	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	-	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	10	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	-	(100.0)	(80.0)	(10.0)	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	3	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	9	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	-	(100.0)	(77.8)	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	125	(100.0)	-	(45.8)	-	(0.8)	-	-	(44.9)	(44.1)	(4.2)	(52.5)	(52.5)	(1.7)	-	-	-	-	6
暴力行為等	1	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
道路運送車両	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽犯罪	1	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0)	-	-	-
売春防止	2	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(50.0)	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	1	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	17	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(94.1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	65	(100.0)	-	(100.0)	-	(1.6)	-	-	(98.4)	(78.1)	(21.9)	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理・難民認定	2	(100.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	128	(100.0)	-	(97.6)	-	-	-	-	(97.6)	(89.8)	(7.9)	-	-	(2.4)	-	-	-	-	-
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	7	(100.0)	-	(66.7)	-	-	-	-	(66.7)	(66.7)	(16.7)	-	-	(33.3)	-	-	-	-	-
特別法犯その他	52	(100.0)	-	(94.0)	-	(2.0)	-	-	(92.0)	(86.0)	(12.0)	(4.0)	(4.0)	(2.0)	-	-	-	-	-
特別法犯その他	50	(100.0)	-	47	-	-	-	-	46	43	6	2	2	1	-	-	-	-	2

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法55条による家族移送を除く。）等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。
 5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
 6 () 内は有罪人員に対する割合（%）である。
 7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が22歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

罪名区分	終局区分													無罪	家族へ移送	その他		
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮				うち執行猶予	罰金
総数	1,311	(100.0) 1,256	-	(92.7) 1,164	-	(0.2) 2	(0.2) 3	(2.1) 26	(2.5) 31	(87.7) 1,102	(68.6) 862	(8.4) 105	(4.9) 61	(4.7) 59	(2.5) 31	-	1	54
窃盗	433	(100.0) 416	-	(98.6) 410	-	-	-	-	(0.5) 2	(98.1) 408	(76.7) 319	(8.9) 37	-	(1.4) 6	-	-	-	17
強盗	28	(100.0) 25	-	(100.0) 25	-	-	-	(12.0) 3	(24.0) 6	(64.0) 16	(32.0) 8	(16.0) 4	-	-	-	-	-	3
詐欺	170	(100.0) 152	-	(100.0) 152	-	-	-	-	(5.3) 8	(94.7) 144	(65.1) 99	(3.3) 5	-	-	-	-	-	18
恐喝	29	(100.0) 27	-	(100.0) 27	-	-	-	-	-	(100.0) 27	(63.0) 17	-	-	-	-	-	-	2
横領	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-
遺失物等横領	9	(100.0) 9	-	(77.8) 7	-	-	-	-	-	(77.8) 7	(55.6) 5	(33.3) 3	-	(22.2) 2	-	-	-	-
盗品譲受け等	3	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	1
傷害	99	(100.0) 99	-	(94.9) 94	-	-	-	(1.0) 1	(4.0) 4	(89.9) 89	(66.7) 66	(16.2) 16	-	(5.1) 5	-	-	-	-
傷害致死	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行	6	(100.0) 6	-	(50.0) 3	-	-	-	-	-	(50.0) 3	(50.0) 3	-	-	(50.0) 3	-	-	-	-
脅迫	4	(100.0) 4	-	(75.0) 3	-	-	-	-	-	(75.0) 3	(75.0) 3	-	-	(25.0) 1	-	-	-	-
殺人	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	(50.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致傷	15	(100.0) 14	-	(100.0) 14	-	-	-	(7.1) 8	(21.4) 3	(14.3) 2	(7.1) 1	(7.1) 1	-	-	-	-	-	1
強盗致死	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	22	(100.0) 19	-	(100.0) 19	-	(5.3) 1	-	(36.8) 7	(21.1) 4	(36.8) 7	(15.8) 3	-	-	-	-	-	-	3
集団強姦	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせせ	41	(100.0) 39	-	(100.0) 39	-	-	-	-	(5.1) 2	(94.9) 37	(64.1) 25	(20.5) 8	-	-	-	-	-	2
賭博	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-
住居侵入等	11	(100.0) 11	-	(90.9) 10	-	-	-	-	-	(90.9) 10	(63.6) 7	-	-	(9.1) 1	-	-	-	-
放火	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	-	-	-	(100.0) 3	(66.7) 2	(33.3) 1	-	-	-	-	-	-
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成26年)

(地・簡裁)

被告人の終局時年齢が22歳の罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員(略式請求事件を除く)

区分 罪名区分	終局人員											有罪							無罪	家裁へ移送	その他
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金	拘留					
業務上(重)過失致死傷	2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-				
危険運転致死傷	11	(100.0) 11	-	(100.0) 11	-	-	(18.2) 2	-	(81.8) 9	(72.7) 8	(9.1) 1	-	-	-	-	-					
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
器物損壊等	8	(100.0) 8	-	(75.0) 6	-	-	-	-	(75.0) 6	(50.0) 4	(25.0) 2	-	-	(25.0) 2	-	-					
公務執行妨害	3	(100.0) 3	-	(66.7) 2	-	-	-	-	(66.7) 2	(33.3) 1	-	-	-	(33.3) 1	-	-					
刑法犯その他	125	(100.0) 120	-	(51.7) 62	-	(0.8) 1	-	-	(50.8) 61	(45.0) 54	(2.5) 3	(48.3) 58	(47.5) 57	-	-	1	4				
暴力行為等	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-				
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
銃砲刀剣	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-				
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
銃春防止	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-				
風俗営業等	1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 1	-	-	-				
麻薬	29	(100.0) 29	-	(100.0) 29	-	-	-	-	(100.0) 29	(96.6) 28	-	-	-	-	-	-	-				
覚せい剤	65	(100.0) 65	-	(100.0) 65	-	(4.6) 3	-	-	(95.4) 62	(75.4) 49	(13.8) 9	-	-	-	-	-	-				
出入国管理・難民認定	6	(100.0) 6	-	(100.0) 6	-	-	-	-	(100.0) 6	(100.0) 6	-	-	-	-	-	-	-				
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
道路交通法違反	123	(100.0) 120	-	(97.5) 117	-	(0.8) 1	-	-	(96.7) 116	(89.2) 107	(4.2) 5	-	-	(2.5) 3	-	-	3				
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	4	(100.0) 4	-	(100.0) 4	-	-	-	-	(100.0) 4	(75.0) 3	(25.0) 1	-	-	-	-	-	-				
条例違反	5	(100.0) 5	-	(40.0) 2	-	-	-	-	(40.0) 2	(40.0) 2	(20.0) 1	-	-	(60.0) 3	-	-	-				
特別法犯その他	44	(100.0) 44	-	(90.9) 40	-	-	-	-	(90.9) 40	(77.3) 34	(15.9) 7	(2.3) 1	-	(6.8) 3	-	-	-				

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。

5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。

6 ()内は有罪人員に対する割合(%)である。

7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が23歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

罪名区分	終局人員													有罪					無罪				その他
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	執行猶予	うち執行猶予保護観察	有期禁錮	うち執行猶予	罰金	拘留	無罪	家族へ移送					
総数	1,242	(100.0) 1,202	-	(93.3) 1,122	-	(0.7) 8	(2.1) 25	(3.0) 36	(87.6) 1,053	(68.0) 817	(8.7) 105	(4.6) 55	(2.1) 25	1	-	39							
窃盗	427	(100.0) 399	-	(98.0) 391	-	(0.5) 2	(97.5) 389	(57.1) 12	(74.7) 298	(8.0) 32	(14.3) 3	(2.0) 8	1	-	27								
強盗	21	(100.0) 21	-	(100.0) 21	-	(9.5) 2	(33.3) 7	(23.8) 5	(23.8) 5	(14.3) 3	-	-	-	-	-								
詐欺	123	(100.0) 120	-	(100.0) 120	-	(1.7) 2	(8.3) 10	(64.2) 77	(90.0) 108	(8.3) 10	-	-	-	-	3								
恐喝	24	(100.0) 24	-	(100.0) 24	-	-	-	(75.0) 18	(100.0) 24	(20.8) 5	-	-	-	-	-								
横領	4	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	-	(66.7) 2	(100.0) 3	-	-	-	-	-	1								
遺失物等横領	3	(100.0) 3	-	(66.7) 2	-	-	-	(66.7) 2	(66.7) 2	-	-	-	(33.3) 1	-	-								
盗品譲受け等	5	(100.0) 5	-	(100.0) 5	-	-	-	(80.0) 4	(100.0) 5	-	-	-	-	-	-								
傷害	94	(100.0) 93	-	(96.8) 90	-	(2.2) 2	(94.6) 88	(73.1) 68	(11.8) 11	(25.0) 1	(3.2) 3	-	-	-	1								
傷害致死	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-								
暴行	4	(100.0) 4	-	(100.0) 4	-	-	-	(100.0) 4	(100.0) 4	(25.0) 1	-	-	-	-	-								
脅迫	11	(100.0) 11	-	(100.0) 11	-	-	-	(72.7) 8	(36.4) 4	-	-	-	-	-	-								
殺人	4	(100.0) 4	-	(100.0) 4	-	(25.0) 1	(50.0) 2	(25.0) 1	(25.0) 1	(25.0) 1	-	-	-	-	-								
強盗致死	16	(100.0) 16	-	(100.0) 16	-	(18.8) 3	(56.3) 9	(12.5) 2	(25.0) 4	(12.5) 2	-	-	-	-	-								
強盗致死	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-								
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
強盗強姦	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	(66.7) 2	(33.3) 1	-	-	-	-	-	-	-	-								
強姦	15	(100.0) 14	-	(100.0) 14	-	(21.4) 3	(21.4) 3	(35.7) 5	(21.4) 3	(14.3) 2	-	-	-	-	1								
集団強姦	4	(100.0) 4	-	(100.0) 4	-	(25.0) 1	(75.0) 3	-	-	-	-	-	-	-	-								
わいせせ	44	(100.0) 42	-	(97.6) 41	-	(2.4) 1	(95.2) 40	(73.8) 31	(14.3) 6	(2.4) 1	(2.4) 1	-	-	-	2								
賭博	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-								
住居侵入等	14	(100.0) 14	-	(92.9) 13	-	-	(92.9) 13	(71.4) 10	(28.6) 4	(7.1) 1	-	-	-	-	-								
放火	7	(100.0) 7	-	(100.0) 7	-	(14.3) 1	(57.1) 4	(42.9) 3	-	-	-	-	-	-	-								
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
過失致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								

被告人の終局時年齢が23歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

区分 罪名区分	有罪											無罪				その他				
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	うち執行猶予	有期禁錮	うち執行猶予		罰金	拘留	無罪	家族へ移送
業務上（重）過失致死傷	2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(50.0) 1	(50.0) 1	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	7	(100.0) 7	-	(100.0) 7	-	-	-	(100.0) 7	-	(100.0) 7	(71.4) 5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	1	(100.0) 1	-	100	-	-	-	(100.0) 1	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	7	(100.0) 7	-	(85.7) 6	-	-	-	(85.7) 6	-	(85.7) 6	(28.6) 2	-	-	-	(14.3) 1	-	-	-	-	-
公務執行妨害	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	(100.0) 2	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	112	(100.0) 112	-	(50.9) 57	-	-	-	(50.9) 57	-	(43.8) 49	(0.9) 1	-	(46.4) 52	(44.6) 50	(2.7) 3	-	-	-	-	-
暴力行為等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売春防止	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	(100.0) 2	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	(100.0) 2	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	32	(100.0) 32	-	(100.0) 32	-	-	-	(100.0) 32	-	(96.9) 31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	86	(100.0) 84	-	(100.0) 84	-	-	(1.2) 1	(6.0) 5	(6.0) 5	(92.9) 78	(11.9) 10	-	-	-	-	-	-	-	-	2
出入国管理・難民認定	15	(100.0) 15	-	(100.0) 15	-	-	-	(100.0) 15	-	(100.0) 15	(100.0) 15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	110	(100.0) 108	-	(98.1) 106	-	-	(0.9) 1	(97.2) 105	(0.9) 1	(83.3) 90	(4.6) 5	-	-	-	(1.9) 2	-	-	-	-	2
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	6	(100.0) 6	-	(83.3) 5	-	-	-	(83.3) 5	-	(50.0) 3	(16.7) 1	-	-	-	(16.7) 1	-	-	-	-	-
特別法犯その他	29	(100.0) 29	-	(89.7) 26	-	-	(3.4) 1	(86.2) 25	(3.4) 1	(65.5) 19	(6.9) 2	(6.9) 2	(6.9) 2	(3.4) 1	(3.4) 1	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法55条による家族移送を除く。）等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。
 5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
 6 () 内は有罪人員に対する割合（%）である。
 7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

(平成26年)

(地・簡裁)

(略式請求事件を除く)

終局人員 (終局区分別を含む)

量刑分布別 (終局区分別を含む)

終局人員

区分

罪名区分	有罪											無罪				その他				
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	うち執行猶予	有期禁錮	うち執行猶予		罰金	拘留	無罪	家族へ移送
業務上(重)過失致死傷	3	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0) 3	(100.0) 3	-	-	-	-	-
危険運転致死傷	9	(100.0) 9	-	(100.0) 9	-	-	(22.2) 2	-	(77.8) 7	(77.8) 7	(11.1) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
往来妨害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器物損壊等	7	(100.0) 7	-	(100.0) 7	-	-	-	-	(100.0) 7	(100.0) 7	(28.6) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	-	-	(100.0) 3	(66.7) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑法犯その他	132	(100.0) 129	-	(52.7) 68	-	(0.8) 1	-	-	(51.9) 58	(45.0) 58	-	(47.3) 61	(45.0) 58	-	-	-	-	-	-	3
暴力行為等	7	(100.0) 7	-	(71.4) 5	-	-	-	-	(71.4) 5	(28.6) 2	-	-	-	-	(28.6) 2	-	-	-	-	-
道路運送車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃砲刀剣	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃春防止	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風俗営業等	1	(100.0) 1	-	(100.0) 1	-	-	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	22	(100.0) 22	-	(100.0) 22	-	(18.2) 4	-	-	(81.8) 18	(72.7) 16	(9.1) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚せい剤	109	(100.0) 107	-	(100.0) 107	-	(5.6) 6	-	-	(92.5) 99	(62.6) 67	(10.3) 11	-	-	-	-	-	-	-	-	2
出入国管理・難民認定	25	(100.0) 25	-	(100.0) 25	-	-	-	-	(100.0) 25	(96.0) 24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物・劇物	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	(100.0) 2	(50.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	123	(100.0) 122	-	(96.7) 118	-	-	-	-	(96.7) 98	(80.3) 98	(4.9) 6	-	-	-	(3.3) 4	-	-	-	-	1
医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
条例違反	18	(100.0) 17	-	(94.1) 16	-	-	-	-	(94.1) 16	(52.9) 9	(5.9) 1	-	-	-	(5.9) 1	-	-	-	-	1
特別法犯その他	40	(100.0) 40	-	(87.5) 35	-	(2.5) 1	-	-	(85.0) 34	(77.5) 31	-	(10.0) 4	(10.0) 4	-	(2.5) 1	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家族移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものをそれぞれ計上した。

5 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。

6 ()内は有罪人員に対する割合(%)である。

7 危険運転致死傷は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪であり、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反は「特別法その他」欄に計上されている。

被告人の終局時年齢が25歳の罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員（略式請求事件を除く）（地・簡裁）（平成26年）

罪名区分	終局区分													無罪	家裁へ移送	その他	
	終局人員	有罪人員	死刑	懲役総数	無期懲役	30年以下	20年以下	10年以下	5年以下	3年以下	うち執行猶予	うち保護観察	有期禁錮				うち執行猶予
総数	1,240	(100.0) 1,207	-	(93.0) 1,122	-	(0.1) 1	(0.5) 6	(1.4) 17	(3.2) 39	(87.7) 1,059	(63.7) 769	(6.0) 72	(4.9) 59	(4.7) 57	(2.2) 26	-	31
窃盗	376	(100.0) 366	-	(98.9) 362	-	-	-	(20.0) 3	(0.8) 3	(98.1) 359	(65.8) 241	(6.6) 24	-	(1.1) 4	-	10	
強盗	16	(100.0) 15	-	(100.0) 15	-	-	-	(33.3) 5	(46.7) 7	(46.7) 7	(20.0) 3	-	-	-	-	1	
詐欺	132	(100.0) 126	-	(100.0) 126	-	-	-	(0.8) 1	(4.8) 6	(94.4) 119	(62.7) 79	(7.1) 9	-	-	-	6	
恐喝	20	(100.0) 20	-	(100.0) 20	-	-	-	-	(10.0) 2	(90.0) 18	(65.0) 13	(5.0) 1	-	-	-	-	
横領	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	-	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2	(50.0) 1	-	-	-	-	
遺失物等横領	2	(100.0) 2	-	(50.0) 1	-	-	-	-	-	(50.0) 1	(50.0) 1	-	-	(50.0) 1	-	-	
盗品譲受け等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	88	(100.0) 85	-	(95.3) 81	-	-	-	-	(3.5) 3	(91.8) 78	(67.1) 57	(12.9) 11	-	(4.7) 4	-	2	
傷害致死	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	-	(100.0) 3	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴行	7	(100.0) 6	-	(66.7) 4	-	-	-	-	-	(66.7) 4	(66.7) 4	-	-	(33.3) 2	-	1	
脅迫	4	(100.0) 4	-	(75.0) 3	-	-	-	-	-	(75.0) 3	(50.0) 2	(25.0) 1	-	(25.0) 1	-	-	
殺人	7	(100.0) 7	-	(100.0) 7	-	(14.3) 1	(42.9) 3	(28.6) 2	-	(14.3) 1	(14.3) 1	-	-	-	-	-	
強盗致傷	7	(100.0) 7	-	(100.0) 7	-	-	-	(28.6) 2	(57.1) 4	(14.3) 1	-	-	-	-	-	-	
強盗致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強盗強姦致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強盗強姦	2	(100.0) 2	-	(100.0) 2	-	-	(50.0) 1	(50.0) 1	-	-	-	-	-	-	-	-	
強姦	13	(100.0) 13	-	(100.0) 13	-	-	(15.4) 2	(15.4) 2	(46.2) 6	(23.1) 3	(15.4) 3	(7.7) 1	-	-	-	-	
集団強姦	3	(100.0) 3	-	(100.0) 3	-	-	-	-	(66.7) 2	(33.3) 1	(33.3) 1	-	-	-	-	-	
わいせせ	30	(100.0) 27	-	(100.0) 27	-	-	-	-	(7.4) 2	(92.6) 25	(70.4) 19	(29.6) 8	-	-	-	2	
賭博	4	(100.0) 4	-	(100.0) 4	-	-	-	-	-	(100.0) 4	(100.0) 4	-	-	-	-	-	
住居侵入等	19	(100.0) 18	-	(88.9) 16	-	-	-	-	-	(88.9) 16	(50.0) 9	-	-	(11.1) 2	-	1	
放火	5	(100.0) 4	-	(100.0) 4	-	-	-	-	-	(100.0) 4	(25.0) 1	(25.0) 1	-	-	-	1	
失火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
過失致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

保護処分に付された原則逆送事件及び
少年院送致・公判請求された年長少年に係る事件の概況

第1 はじめに

本調査は、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方に関する検討の一つとして、「少年院送致が選択された事件」及び「少年が公判請求された事件」の実情を把握することを目的とするものである。

本調査は、年長少年が少年院送致とされた事件の審判書及び年長少年が公判請求された事件の判決書を検討することにより、年長少年について、どのような事案において少年院送致が選択され、また、公判請求されているのかを明らかにするものである。

本調査においては、最高裁判所事務総局家庭局及び各検察庁の協力を得て、審判書及び判決書を収集し、法務省刑事局において、データの集計等を行った。

第2 検討の対象

本資料における検討の対象範囲は、次のとおりである。

- 平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に、家庭裁判所において終局処理された少年法第20条第2項本文に規定する事件（いわゆる原則逆送事件）のうち、検察官送致決定がなされなかった事件（8人）
- 処分時年齢（家庭裁判所における処分）が18歳又は19歳の少年について、平成26年1月1日から同年3月31日までの3か月間に、少年院送致決定（少年法第24条第1項第3号の保護処分）がなされた事件（ただし、上記「原則逆送事件」を除く。）（252人）
- 処分時年齢（検察庁における処分）が18歳又は19歳の少年について、平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に、公判請求された事件のうち、裁判が確定した事件（134人）

第3 「原則逆送事件のうち検察官送致決定がなされなかった事件」の概要

平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に、家庭裁判所において終局処理された少年法第20条第2項本文に規定する事件（いわゆる原則逆送事件）のうち、検察官送致決定がなされなかった少年8人の終局処分の内訳は、1人が不処分（非行なし）、1人が保護観察、6人が少年院送致であった。

このうち、不処分を除く、保護観察決定又は少年院送致決定がなされた7件の概要は、次のとおりである。

1 罪名別の人数

- 殺人 1人
- 承諾殺人 1人
- 傷害致死 5人（うち1人は保護観察）

2 各事件の概要

① 殺人事件の概要

非行歴のない少年（審判時17歳）が、自ら分娩した女兒を袋に入れて窒息死させた嬰兒殺の事案。

交際相手から胎児を殺害することを求められていた。

中等少年院送致。

② 承諾殺人事件の概要

精神障害に罹患している少年（審判時18歳）が、自殺に関するウェブサイトで知り合った交際相手（被害者）と一緒に死ぬことを提案し、練炭自殺を試みた後、同交際相手に依頼されて、その頸部を締め付けて窒息死させた事案。

医療少年院送致（相当長期）。

③ 傷害致死事件（その1）の概要

飲酒していた少年（審判時17歳）が、酒に酔った被害者が何かを言いながら近づいてきたことに憤慨し、被害者を両手で1回押して後方に転倒させ、頭部に傷害を負わせて死亡させた事案。

少年は、保護観察中であり、かつ、特別遵守事項として飲酒しないことが定められていた。

中等少年院送致。

④ 傷害致死事件（その2）の概要

少年（審判時16歳）が酒に酔った被害者をからかったところ、被害者から追いかけられ、少年の胸ぐらに手を伸ばされたことから、被害者に対し、腹部付近を足裏で1回押し出すように蹴る暴行を加えて後方に転倒させ、頭部に傷害を負わせて死亡させた事案。

少年は、暴行後に119番通報し、少年なりに被害者を介抱した。

保護観察。

⑤ 傷害致死事件（その3）の概要

少年（審判時17歳）が職場で被害者から体を触られたことを元交際相手に相談し、被害者に対する制裁を依頼したところ、元交際相手を含む共犯男子少年2名が、被害者に制裁目的で暴行を加え、傷害を負わせて死亡させた事案。共犯男子少年2名は、無抵抗の被害者に対し、少なくとも20分間にわたって代わる代わる頭部や顔面等を殴る、蹴るの暴行を加えた。

少年は、被害者の行為をやめさせるため職場や母親に相談したが、事態が変わらないため元交際相手に制裁を依頼したもの。少年自身は暴行に及んでいない。

中等少年院送致（相当長期）。

⑥ 傷害致死事件（その4）の概要

少年（審判時19歳）が、夫と息子が同乗する自動車を運転中、夫の浮気を疑い、夫の制止を期待して、「みんなで死のうか」等と言ったが、夫から制止されなかったため、運転する自動車を信号柱に時速約45キロメートルで衝突させ、夫に傷害を負わせ、息子を死亡させた事案。

少年は、犯行後、真摯な救命措置を行った。

中等少年院送致（相当長期）。

⑦ 傷害致死事件（その5）の概要

少年（審判時19歳）が、祖母に対し、かねて金銭を渡すよう要求していたが拒絶されたことに立腹し、同人に対し、げんこつで顔面を数回殴り、両手で同人を数回突き飛ばし、更に同人を引き倒して、その背部及び腹部を数回蹴り、顔面を数回踏みつけるなどの暴行を加えて傷害を負わせ、死亡させた事案。

少年には軽度精神遅滞があった。

中等少年院送致（相当長期）。

第4 「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く。）のうち少年院送致決定がなされた事件」の概要

処分時年齢が18歳又は19歳の少年について、平成26年1月1日から同年3月31日までの3か月間に、少年院送致決定（少年法第24条第1項第3号の保護処分）がなされた事件（原則逆送事件を除く。）（252人）の概要は、次のとおりである（なお、割合については、小数点以下第一位を四捨五入している。以下同じ。）。

1 全体

(1) 共犯者の有無（資料1-1②③）

非行事実の中に、共犯者とともに非行に及んだと思われるものが一つ以上ある少年の人数は125人であり、全体（252人）に占める割合は50パーセントである。

(2) 犯行時間帯の別（資料1-1②③）

非行事実の中に、夜間（午後10時から午前5時まで）にその実行行為の全部又は一部が行われたと特定できるものが一つ以上ある少年の人数は136人であり、全体（252人）に占める割合は54パーセントである。

(3) 少年院送致歴の有無（資料1-1②③）

過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は65人であり、全体（252人）に占める割合は26パーセントである。

(4) 罪名別の人数等

資料1-1④表は、一人の少年について複数の非行事実があり、かつ、罪名が複数である場合は、それぞれの罪名ごとに1人として計上した（例えば、窃盗の非行事実2件と詐欺の非行事実1件で少年院送致された少年については、窃盗1人、詐欺1人と計上した。）罪名別の人数等である。

罪名の内訳は、多い方から、窃盗（96人）、傷害（60人）、道路交通法違反（54人）、詐欺（33人）、住居侵入（29人）、恐喝（24人）、強制わいせつ（13人）、強盗致死傷（12人）等となっている。

2 窃盗事件の概要（資料1-2関係）

非行事実窃盗を含む少年96人について、その手口や被害額等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 手口

非行事実窃盗を含む少年について、窃盗の手口別の人数のうち、主なものは次のとおりである。

なお、窃盗の非行事実が複数あり、かつ、手口が複数ある場合は、それぞれの手口ごとに1人として計上した（例えば、非行事実が万引き3件である少年は万引き1人、非行事実が万引き1件及びひったくり2件の少年の場合は、万引き1人及びひったくり1人と計上した。）。括弧内は、別の手口の窃盗が非行事実に含まれている少年の人数であり、割合は96人に占める割合である。

・万引き	30人（5人）	31パーセント
・侵入盗	20人（7人）	21パーセント
・オートバイ盗	12人（3人）	13パーセント
・置引き	10人（1人）	10パーセント
・ひったくり	8人（2人）	8パーセント

(2) 被害額（窃盗事件の合計金額）

非行事実窃盗を含む少年について、窃盗の被害額の合計金額別の人数は、次のとおりである。

・未遂	2人（非行事実窃盗未遂のみの者は1人）	2パーセント
・1万円未満	24人（非行事実窃盗のみの者は7人）	25パーセント
・1万円以上10万円未満	36人	38パーセント
・10万円以上100万円未満	21人	22パーセント
・100万円以上1000万円未満	12人	13パーセント
・1000万円以上	1人	1パーセント

(3) 犯行時間帯の別

非行事実窃盗を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に窃盗の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる非行事実一つ以上ある少年の人数は、38人であった。

(4) 少年院送致歴の有無

非行事実窃盗を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、23人であった。

(5) 非行事実窃盗のみであり、かつ、窃盗の被害金額が合計1万円未満（未遂含む）である事案8件の概要

ア 【万引き1件】保護観察中の少年（審判時19歳）が、共謀して、日用品等4点（約1000円相当）を万引きしたもの。

少年の保護処分歴：①万引きにより保護観察処分、②オートバイ盗により不処分。

イ 【万引き1件】保護観察中の少年（審判時18歳）が、共謀して、食料品等2点（数百円相当）を万引きしたもの。

少年の保護処分歴：万引き2件により保護観察処分。

ウ 【万引き1件】保護観察中の少年（審判時19歳）が、食料品1点（数百円

相当)を万引きしたものの。

少年の保護処分歴：①道交法違反(接触事故)により交通保護観察処分，②万引きにより保護観察処分。

エ 【置き引き1件】保護観察中の少年(審判時19歳)が，スナックで，現金約100円及びクレジットカード等在中の財布(約1000円相当)を置き引きしたものの。

少年の保護処分歴：オートバイ盗により保護観察処分。保護観察中に保護司との連絡がつかないなど遵守事項の不遵守があった。

オ 【万引き1件】保護観察中の少年(審判時19歳)が，日用品等4点(数千円相当)を万引きしたものの。

少年の保護処分歴：①自転車盗により審判不開始，②万引き2件により短期保護観察処分，③万引き，自転車盗により審判不開始，④万引き2件により保護観察処分。

カ 【万引き1件】保護観察中の少年(審判時19歳)が，食料品1点(数百円相当)を万引きした事案。

少年の保護処分歴：①傷害，恐喝により保護観察処分，②保護観察中の行状不良により施設送致申請がなされ，中等少年院送致決定，③保護観察中の万引きにより試験観察決定。試験観察中の家出，無銭宿泊等により中等少年院送致決定。

キ 【その他(自動販売機荒らし)2件】保護観察歴のある少年(審判時18歳)が，①共謀して，自動販売機を破壊して，清涼飲料水8本(約1000円相当)を窃取し，②共謀して，自動販売機を破壊して清涼飲料水を窃取しようとしたが未遂にとどまった事案。

少年の保護処分歴：万引き及び自動販売機荒らし等により保護観察処分。

ク 【その他(賽銭盗)1件】保護観察中の少年が，賽銭箱から現金を盗もうとしたが未遂にとどまった事案。

少年の保護処分歴：賽銭盗を含む窃盗により保護観察処分(3回)。

3 傷害事件の概要(資料1-3関係)

非行事実(傷害(暴行を含む。))を含む少年60人について，その傷害の程度等を整理した結果は，次のとおりである。

(1) 傷害の程度(傷害の非行事実が複数ある場合は最も重い傷害)

非行事実(傷害を含む少年)について，傷害の全治又は加療期間別の人数は，次のとおりである。

・ 傷害結果なし(暴行のみ)	6人	10パーセント
・ 全治，加療2週間以内	35人	58パーセント
・ 全治，加療1月以内	12人	20パーセント
・ 全治，加療6月以内	6人	10パーセント
・ 全治，加療6月超	1人	2パーセント

(2) 犯行時間帯の別

非行事実には傷害を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に傷害の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる非行事実が一つ以上ある少年の人数は、39人であった。

(3) 少年院送致歴の有無

非行事実には傷害を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、21人であった。

4 詐欺事件の概要（資料1－4関係）

非行事実には詐欺を含む少年33人について、その手口や被害額等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 手口

非行事実には詐欺を含む少年について、詐欺の手口別の人数では、特殊詐欺が23人と最も多く、全体（33人）の70パーセントを占めている。

なお、特殊詐欺とは、いわゆる「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」「金融商品等取引名目詐欺」「ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺」「異性との交際あっせん名目詐欺」等の類型の総称である。

(2) 被害額（詐欺事件の合計金額）

非行事実には詐欺を含む少年について、詐欺の被害額の合計金額別の人数は、次のとおりである。

なお、被害額不明とは、金融機関に対する通帳詐欺の事案について、被害品たる通帳及びキャッシュカードの金銭価値への換算が困難な場合である。

・未遂	6人	18パーセント
・不明	1人	3パーセント
・1万円未満	4人	12パーセント
・1万円以上10万円未満	4人	12パーセント
・10万円以上100万円未満	2人	6パーセント
・100万円以上1000万円未満	9人	27パーセント
・1000万円以上	7人	21パーセント

(3) 犯行時間帯の別

非行事実には詐欺を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に詐欺の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる非行事実が一つ以上ある少年の人数は、1人であった。

(4) 少年院送致歴の有無

非行事実には詐欺を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、8人であった。

5 恐喝事件の概要（資料1－5関係）

非行事実には恐喝を含む少年24人について、その被害額等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 被害額（恐喝事件の合計金額）

非行事実恐喝を含む少年について、恐喝の被害額の合計金額別の人数は、次のとおりである。

・未遂	6人	25パーセント
・1万円未満	3人	13パーセント
・1万円以上10万円未満	4人	17パーセント
・10万円以上100万円未満	9人	38パーセント
・100万円以上1000万円未満	2人	8パーセント

(2) 犯行時間帯の別

非行事実恐喝を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に恐喝の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる非行事実が一つ以上ある少年の人数は、20人であった。

(3) 少年院送致歴の有無

非行事実恐喝を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、10人であった。

第5 年長少年に係る公判請求事件

公判請求時の年齢が18歳又は19歳の少年について、平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に、公判請求された事件のうち、裁判が確定したものの（134人）の概要は以下のとおりである。

1 全体（資料2-1関係）

(1) 逆送の根拠規定の別

逆送の根拠規定ごとの人数は、少年法第20条第2項本文の規定による検察官送致（いわゆる原則逆送）にかかる少年の人数は20人であり、全体（134人）に占める割合は15パーセント、同条第1項の規定による検察官送致にかかる少年の人数は114人であり、全体（134人）に占める割合は85パーセントである。

(2) 共犯者の有無

犯罪事実の中に、共犯者とともに犯行に及んだと特定できるものが一つ以上ある少年の人数は29人であり、全体（134人）に占める割合は22パーセントである。

(3) 犯行時間帯の別

犯罪事実の中に、夜間（午後10時から午前5時まで）にその実行行為の全部又は一部が行われたと特定できるものが一つ以上ある少年の人数は59人であり、全体（134人）に占める割合は44パーセントである。

(4) 少年院送致歴の有無

過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は18人であり、全体（134人）に占める割合は13パーセントである。

(5) 裁判結果等

資料2-1②表は、裁判結果ごとに分類したものであり、10人以上の裁判結

果は、多い方から、懲役又は禁錮6月超1年以下（32人）、1年超2年以下（28人）、2年超3年以下（21人）、6月以下（20人）、7年超10年以下（13人）となっている。

実刑となった者は40人であり、全体（134人）の30パーセント、執行猶予判決を受けた者は77人であり、全体（134人）の57パーセント、保護観察付執行猶予判決を受けた者は11人であり、全体（134人）の8パーセントである。

このうち、3年以下の有期刑の言渡しを受けた者101人を母数としてみると、実刑となった者は13人であり、全体（101人）の13パーセント、執行猶予判決を受けた者は77人であり、全体（101人）の76パーセント、保護観察付執行猶予判決を受けた者は11人であり、全体（101人）の11パーセントである。

無期懲役となった者は1人、罰金となった者は3人、少年法第55条による家庭裁判所移送となった者は3人である。

2 罪名別の人数等

資料2-1⑥表は、一人の少年について複数の犯罪事実があり、かつ、罪名が複数である場合は、それぞれの罪名ごとに1人として計上した（例えば、窃盗の犯罪事実2件と詐欺の犯罪事実1件で公判請求された少年については、窃盗1人、詐欺1人と計上した。）罪名別の人数等である。

罪名は、多い方から、道路交通法違反（69人）、自動車による過失致死傷等（48人）、窃盗（21人）、傷害（13人）等となっている。

3 窃盗事件の概要（資料2-2関係）

犯罪事実窃盗を含む少年21人について、その手口や被害額等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 手口

犯罪事実窃盗を含む少年について、窃盗の手口別の人数のうち、主なものは、次のとおりである。

なお、窃盗の犯罪事実が複数あり、かつ、手口が複数ある場合は、それぞれの手口ごとに1人として計上した（例えば、犯罪事実が万引き3件である少年は万引き1人、犯罪事実が万引き1件及びひったくり2件の少年の場合は、万引き1人及びひったくり1人と計上した。）。括弧内は、別の手口の窃盗が犯罪事実に含まれている少年の人数であり、割合は21人に占める割合である。

・万引き	7人（0人）	33パーセント
・ひったくり	3人（0人）	14パーセント
・侵入盗	3人（3人）	14パーセント
・自動車盗	2人（1人）	10パーセント

(2) 被害額（窃盗事件の合計金額）

犯罪事実窃盗を含む少年について、窃盗の被害額の合計金額別の人数は、次

のとおりである。

・ 1万円未満	10人	48パーセント
・ 1万円以上10万円未満	4人	19パーセント
・ 10万円以上100万円未満	6人	29パーセント
・ 100万円以上1000万円未満	1人	5パーセント

(3) 犯行時間帯の別

犯罪事実に窃盗を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に窃盗の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる犯罪事実が一つ以上ある少年の人数は、10人である。

(4) 少年院送致歴の有無

犯罪事実に窃盗を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、7人である。

4 傷害事件の概要（資料2－3関係）

犯罪事実に傷害（暴行，傷害致死を含む。）を含む少年13人について、その傷害の程度等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 傷害の程度（傷害の犯罪事実が複数ある場合は最も重い傷害）

犯罪事実に傷害を含む少年について、傷害の全治又は加療期間別の人数は、次のとおりである。

・ 傷害結果なし（暴行のみ）	1人
・ 全治，加療2週間以内	2人
・ 全治，加療1月以内	1人
・ 全治，加療6月以内	2人
・ 全治，加療6月超	1人
・ 死亡	6人

(2) 犯行時間帯の別

犯罪事実に傷害を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に傷害の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる犯罪事実が一つ以上ある少年の人数は、6人である。

(3) 少年院送致歴の有無

犯罪に傷害を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、4人である。

家庭裁判所の審判状況に関する統計資料

① 「原則逆送事件のうち検察官送致決定がなされなかった事件」における共犯者の有無，犯行時間帯の別，少年院送致歴の有無

総数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
	有	無	夜間	その他・不明	有	無・不明
8	1	7	4	4	0	8

※本表は，平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に，家庭裁判所において終局処理された少年法第20条第2項本文に規定する事件（原則逆送事件）のうち，検察官送致決定がなされなかった事件（8人）について調査したものである。

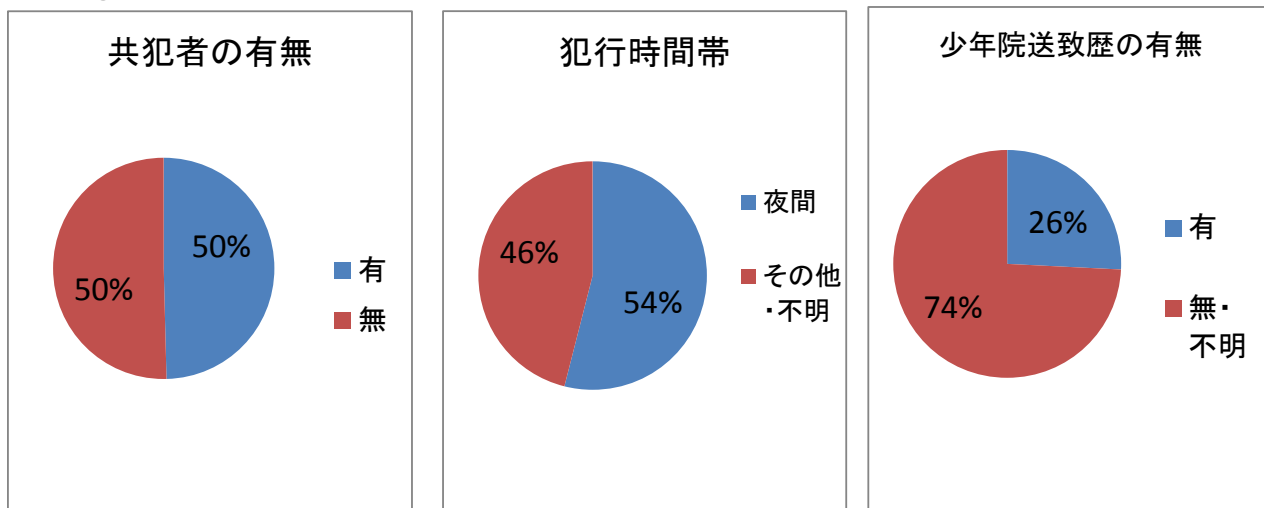
※「犯行時間帯」の「夜間」は，犯行が22:00～5:00までに行われたものを示し，非行事実が複数ある場合は，それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば「夜間」の人数に計上した（以下同じ）。

② 「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」における共犯者の有無，犯行時間帯の別，少年院送致歴の有無

総数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
	有	無	夜間	その他・不明	有	無・不明
252	125	127	136	116	65	187

※本表は，家庭裁判所における処分時年齢が18，19歳の少年について，平成26年1月1日から同年3月31日までの3か月間に，少年院送致決定（少年法第24条第1項第3号の保護処分）がなされた事件（ただし，原則逆送事件を除く。）（252人）について調査したものである。

③ 上記②の各割合



※小数点以下第一位を四捨五入しているため，割合の合計が100%とならないことがある（以下同じ）。

④「年長少年に係る事件(原則逆送事件を除く)のうち少年院送致決定がなされた事件」
における罪名別の共犯者の有無, 犯行時間帯の別, 少年院送致歴の有無

	人数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
		有	無	夜間	その他・不明	有	無・不明
公務執行妨害	5		5	2	3	2	3
犯人蔵匿・証拠隠滅	4		4	2	2		4
放火	1		1	1			1
過失往来妨害	1		1		1		1
住居侵入	29	18	11	14	15	4	25
偽造公文書行使	1	1			1	1	
私文書偽造	2	1	1		2	2	
強制わいせつ	13	2	11	8	5	3	10
強姦	4		4	2	2		4
殺人	3	1	2	1	2		3
傷害	60	30	30	39	21	21	39
逮捕・監禁	6	6		6		2	4
信用毀損・業務妨害	1		1	1			1
窃盗	96	46	50	38	58	23	73
強盗	6	3	3	5	1	1	5
強盗致死傷	12	10	2	9	3	3	9
詐欺	33	27	6	1	32	8	25
恐喝	24	19	5	20	4	10	14
横領	5	1	4	2	3		5
盗品等関係	1		1	1		1	
毀棄・隠匿	7	3	4	6	1	2	5
暴力行為等処罰に関する法律	5	1	4	3	2	1	4
組織的な犯罪の処罰及び犯罪 収益の規制等に関する法律	1	1			1		1
銃砲刀剣類所持等取締法	7		7	3	4	2	5
売春防止法	1	1			1		1
児童買春・児童ポルノに係る 行為等の処罰及び児童の保 護等に関する法律	1		1	1			1
軽犯罪法	4	1	3	4			4
児童福祉法	1	1			1		1
自動車損害賠償保障法	2		2		2	1	1
大麻取締法	4		4		4	1	3
覚せい剤取締法	7	1	6		7	1	6
労働基準法	1		1	1			1
職業安定法	1		1		1		1
道路運送車両法	4		4	1	3	2	2
地方公共団体条例	1		1		1		1
危険運転致死傷	1		1		1		1
自動車による過失致死傷等	8		8		8	3	5
道路交通法	54	9	45	28	26	16	38
ぐ犯	3		3		3	1	2
総数	420	183	237	199	221	111	309

※本表は、「年長少年に係る事件(原則逆送事件を除く)のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人について、罪名ごとに、共犯者の有無, 犯行時間帯の別, 少年院送致歴の有無を調査したものである。

なお、1人の少年について複数の非行事実があり、かつ、罪名も複数ある場合は、それぞれの罪名ごとに1人として計上した(例:窃盗2件及び詐欺1件の非行事実で少年院送致された少年については、窃盗1人、詐欺1人と計上。)

※罪名については、検察統計年報の別表分類一覧表(その1)の大分類による(ただし、「殺人」「強盗致死傷」には、殺人既遂、強盗致死を含まない。)

窃盗関係(1)

○窃盗の手口・被害額別の人数

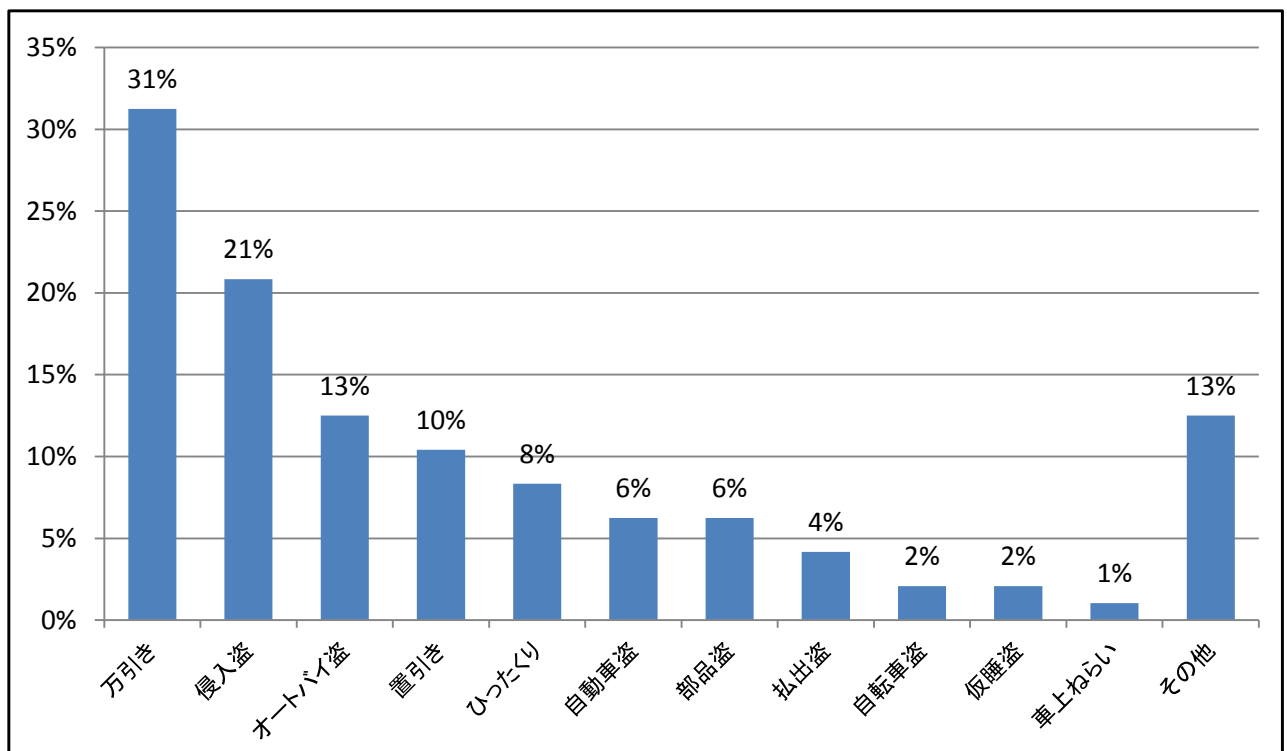
手口	被害額		未遂	不明	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円超
	人数								
万引き	30	(5)			19	9	2		
侵入盗	20	(7)	1	1	1	4	5	8	
オートバイ盗	12	(3)	1		1	5	5		
置引き	10	(1)			2	7	1		
ひったくり	8	(2)				4	4		
自動車盗	6	(2)					4	2	
部品盗	6	(2)			4	2			
払出盗	4	(3)	1			1		1	1
自転車盗	2	(3)			2				
仮睡盗	2					2			
車上ねらい	1					1			
その他	12	(3)	1		1	9		1	

※「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人のうち、非行事実窃盗（未遂を含む）を含む少年96人について調査したものである。

※窃盗の非行事実が複数あり、かつ、手口が複数ある場合は、それぞれの手口ごとに1人として計上した（例：「万引き3件」である少年は「万引き1人」として計上し、「万引き1件及びひったくり2件」である少年は「万引き1人」及び「ひったくり1人」として計上した。）。

※「人数」欄の括弧内は、別の手口の窃盗が非行事実に含まれている少年の人数である。

○非行事実窃盗を含む少年96人の手口割合

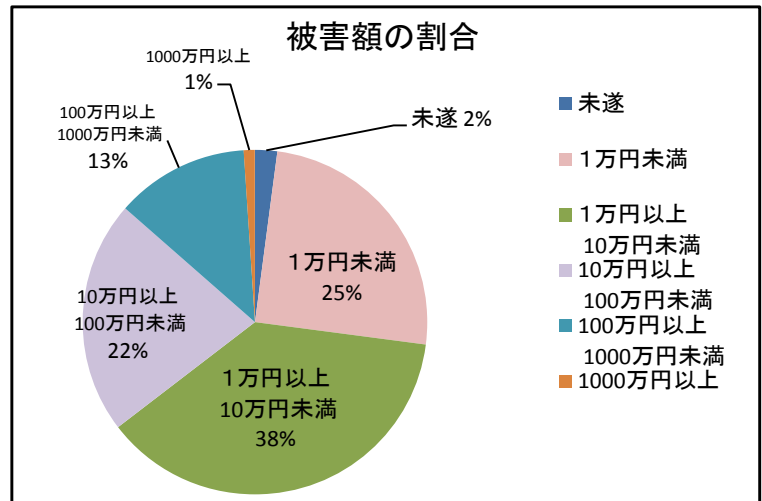


(注) 手口が複数ある少年がいるため、割合の合計は100%にはならない。

窃 盗 関 係 (2)

○被害額（人別）

被害額	人数
未遂	2(1)
1万円未満	24(7)
1万円以上 10万円未満	36
10万円以上 100万円未満	21
100万円以上 1000万円未満	12
1000万円以上	1

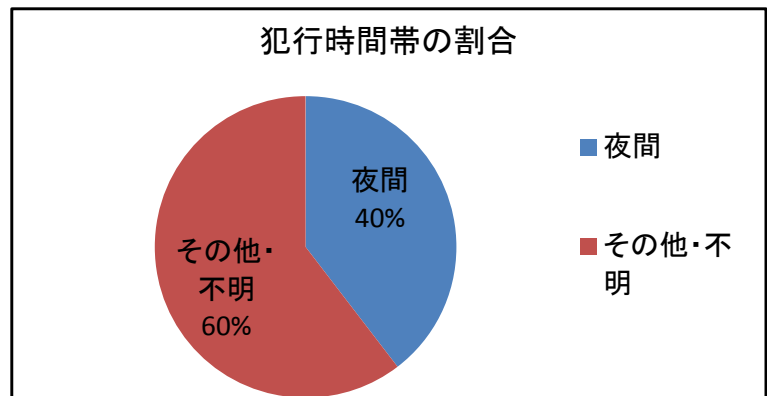


※窃盗の非行事実が複数ある場合は、被害額の合計金額を計上した。

※「人数」欄の括弧書きは、非行事実が「窃盗（未遂を含む）」のみである少年の人数を示し、内数である。

○犯行時間帯（人別）

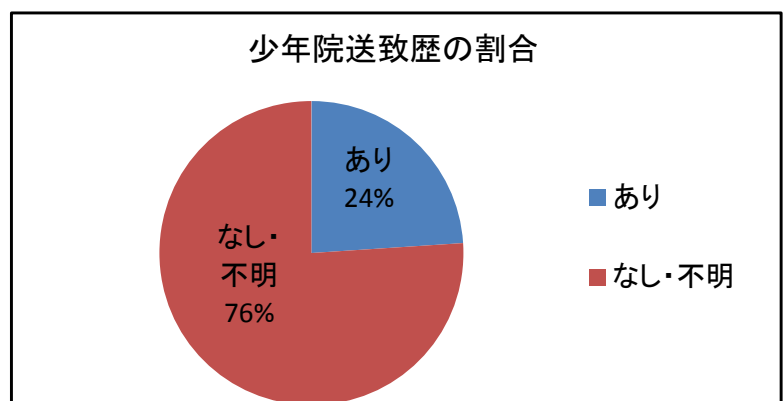
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	38
その他・不明	58



※窃盗の非行事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴（人別）

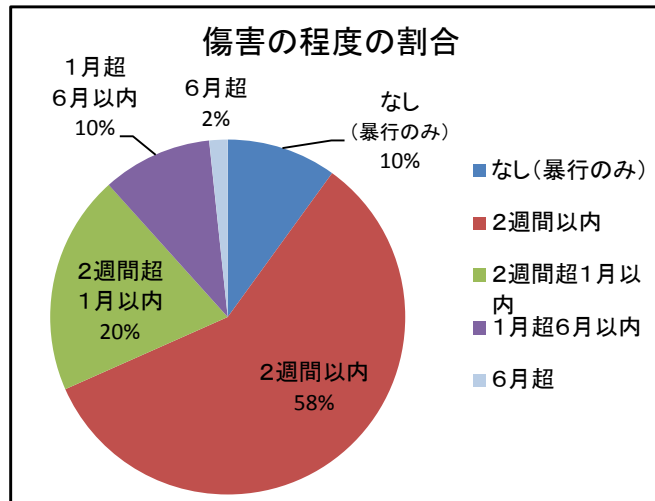
少年院送致歴	人数
あり	23
なし・不明	73



傷 害 関 係

○傷害の程度（人別）

傷害の程度	人数
なし(暴行のみ)	6
2週間以内	35
2週間超1月以内	12
1月超6月以内	6
6月超	1

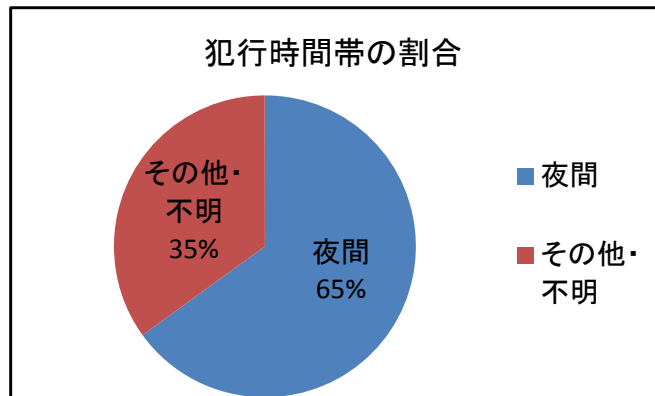


※「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人のうち、非行事実には傷害（暴行を含む）を含む60人について調査したものである。

※傷害の程度については、傷害の「全治又は加療」期間を示し、また、傷害の非行事実が複数ある場合は、傷害の程度が最も重いものを計上した。

○犯行時間帯（人別）

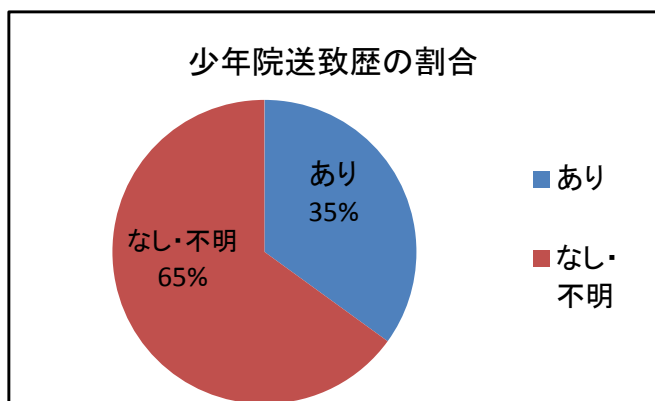
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	39
その他・不明	21



※傷害の非行事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴（人別）

少年院送致歴	人数
あり	21
なし・不明	39



詐欺関係(1)

○詐欺の手口・被害額別の人数

手口 \ 被害額	人数	未遂	不明	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円 以上
特殊詐欺	23	6			1		9	7
無銭	4			2	2			
借用	1			1				
その他	5		1	1	1	2		

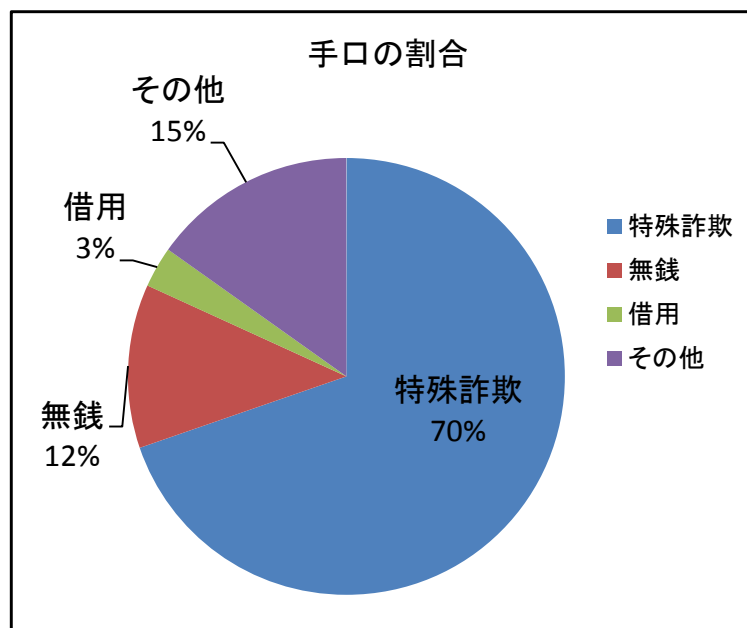
※「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人のうち、非行事実には詐欺（未遂を含む）を含む33人について調査したものである。

※特殊詐欺は、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」、「金融商品等取引名目詐欺」、「ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺」、「異性との交際あっせん名目詐欺」等の類型の総称である。

※被害額不明とは、金融機関に対する通帳詐欺の事案について、被害品たる通帳及びキャッシュカードの金銭価値への換算が困難な場合である。

○手口（人別）

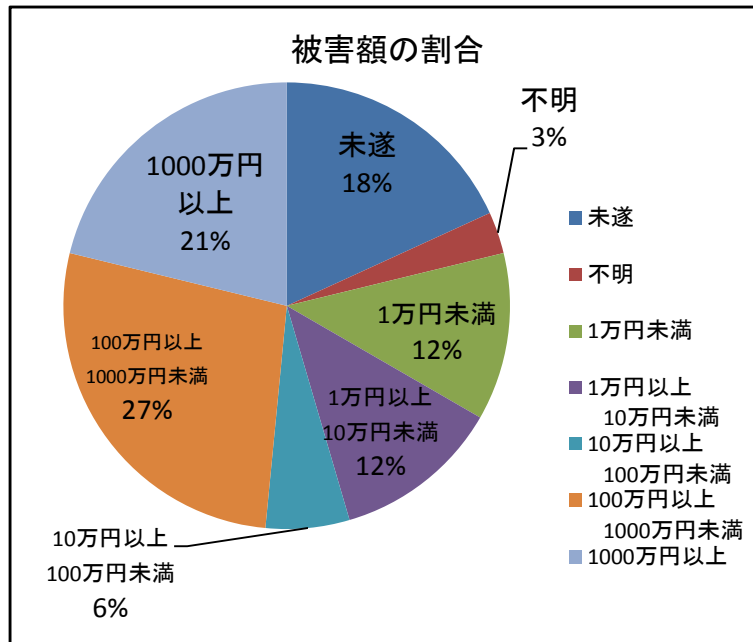
手口	人数
特殊詐欺	23
無銭	4
借用	1
その他	5



詐欺関係(2)

○被害額(人別)

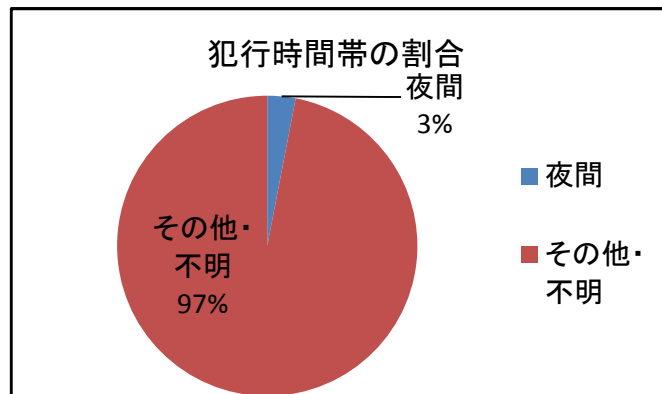
被害額	人数
未遂	6
不明	1
1万円未満	4
1万円以上 10万円未満	4
10万円以上 100万円未満	2
100万円以上 1000万円未満	9
1000万円以上	7



※詐欺の非行事実が複数ある場合は、被害額の合計金額を計上した。
 ※被害額不明とは、金融機関に対する通帳詐欺の事案について、被害品たる通帳及びキャッシュカードの金銭価値への換算が困難な場合である。

○犯行時間帯(人別)

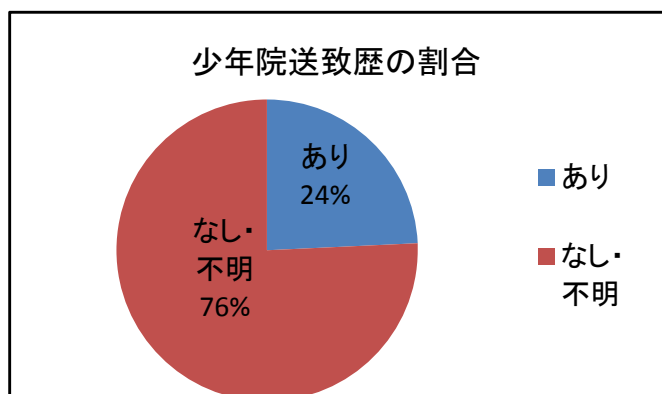
時間帯	人数
夜間 (22:00~5:00)	1
その他・不明	32



※詐欺の非行事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴(人別)

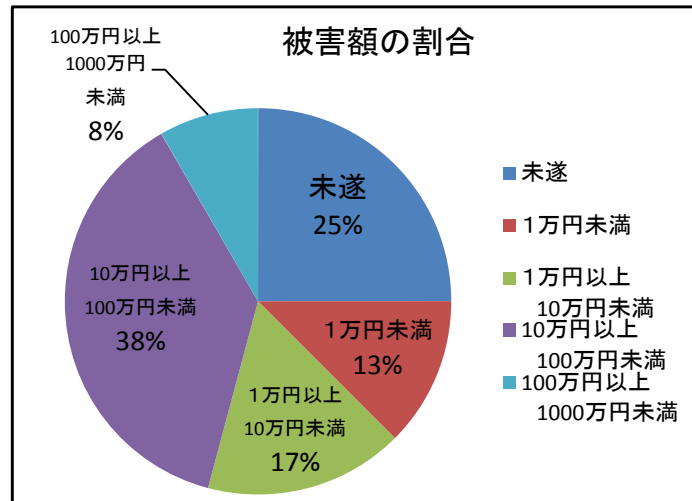
少年院送致歴	人数
あり	8
なし・不明	25



恐喝関係

○被害額（人別）

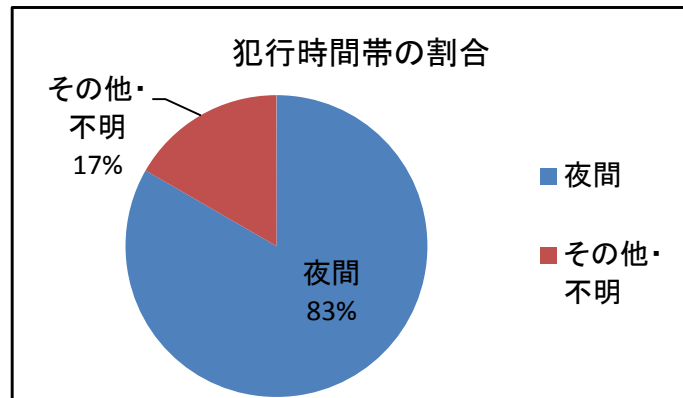
被害額	人数
未遂	6
1万円未満	3
1万円以上 10万円未満	4
10万円以上 100万円未満	9
100万円以上 1000万円未満	2



※「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人のうち、非行事実恐喝（未遂及び幫助を含む）を含む24人について調査したものである。
※恐喝の非行事実が複数ある場合は、被害額の合計金額を計上した。

○犯行時間帯（人別）

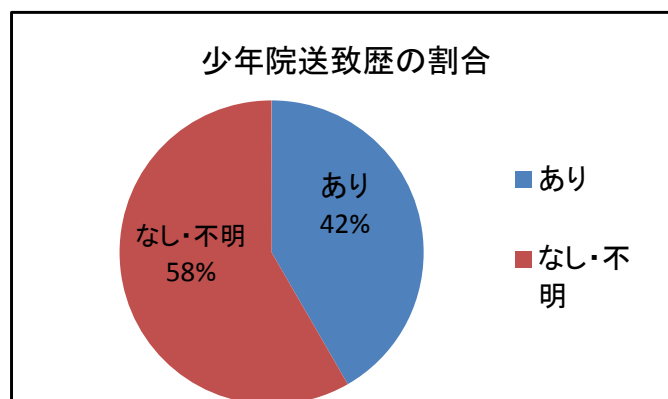
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	20
その他・不明	4



※恐喝の非行事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴（人別）

少年院送致歴	人数
あり	10
なし・不明	14



刑事裁判所の裁判状況等に関する統計資料

①「年長少年に係る公判請求事件」における共犯者の有無，犯行時間帯の別，少年院送致歴の有無

	総数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
		有	無	夜間	その他・不明	有	無・不明
少年法20条2項本文	20(10)	9(5)	11(5)	14(7)	6(3)	4(1)	16(9)
少年法20条1項	114(18)	20(2)	94(16)	45(9)	69(9)	14(0)	100(18)
計	134(28)	29(7)	105(21)	59(16)	75(12)	18(1)	116(27)

※公判請求時の年齢が18歳又は19歳の少年について，平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に，公判請求された事件のうち，裁判が確定したもの（134人）を調査したものである。

※「少年法20条2項本文」は少年法第20条第2項本文の規定により検察官送致された事件をいう。

※「少年法20条1項」は少年法第20条第1項の規定により検察官送致された事件をいう。

※「犯行時間帯」の「夜間」は，犯行が22:00～5:00までに行われたものを示し，犯罪事実が複数ある場合は，それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば，「夜間」の人数に計上した（以下同じ。）。

※括弧書きは公判請求時の年齢が18歳の者を示し，内数である。

②裁判結果等

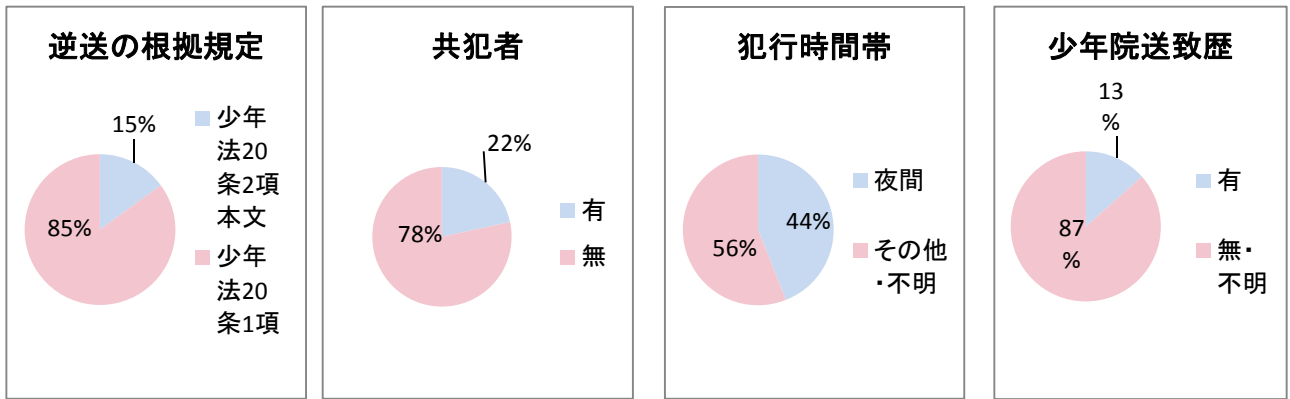
裁判結果	区分	人数					
			少年法20条2項本文	少年法20条1項	実刑	執行猶予	保護観察付執行猶予
55条移送		3(1)		3(1)			
罰金		3(1)		3(1)			
6月以下		20(4)		20(4)		20(4)	
6月超1年以下		32(4)		32(4)		29(4)	3(0)
1年超2年以下		28(3)		28(3)	2(0)	23(3)	3(0)
2年超3年以下		21(3)		21(3)	11(2)	5(0)	5(1)
3年超5年以下		5(2)	4(2)	1(0)	1(0)		
5年超7年以下		6(2)	2(1)	4(1)	4(1)		
7年超10年以下		13(7)	12(6)	1(1)	1(1)		
10年超		2(1)	1(1)	1(0)	1(0)		
無期懲役		1(0)	1(0)				
計		134(28)	20(10)	114(18)	20(4)	77(11)	11(1)

※「55条移送」は少年法第55条の規定により，家庭裁判所へ移送となった事件をいう。

※裁判結果の月又は年の表示は「懲役又は禁錮」を示し，不定期刑の言渡しのあったものについては，その刑の長期を基準として計上した。

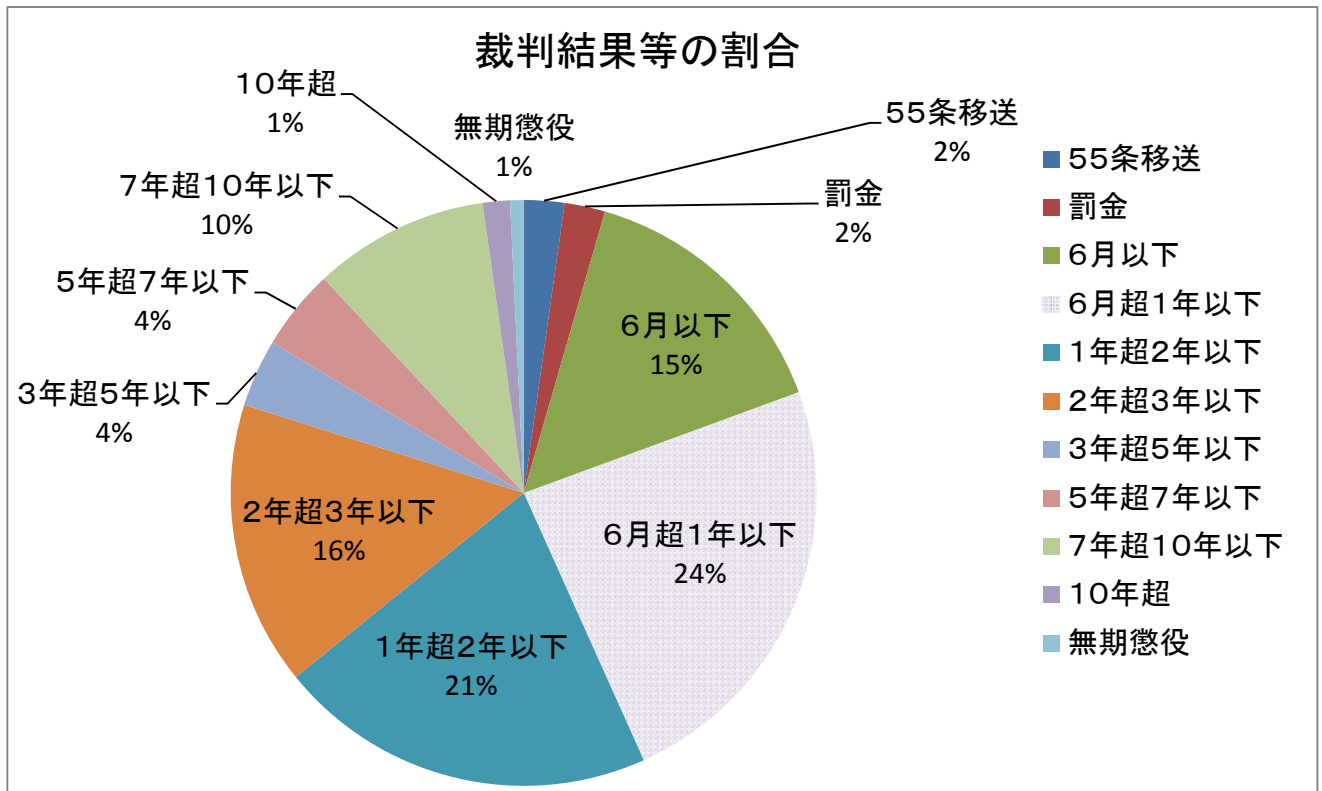
※括弧書きは公判請求時の年齢が18歳の者を示し，内数である。

③ 前記①の各割合

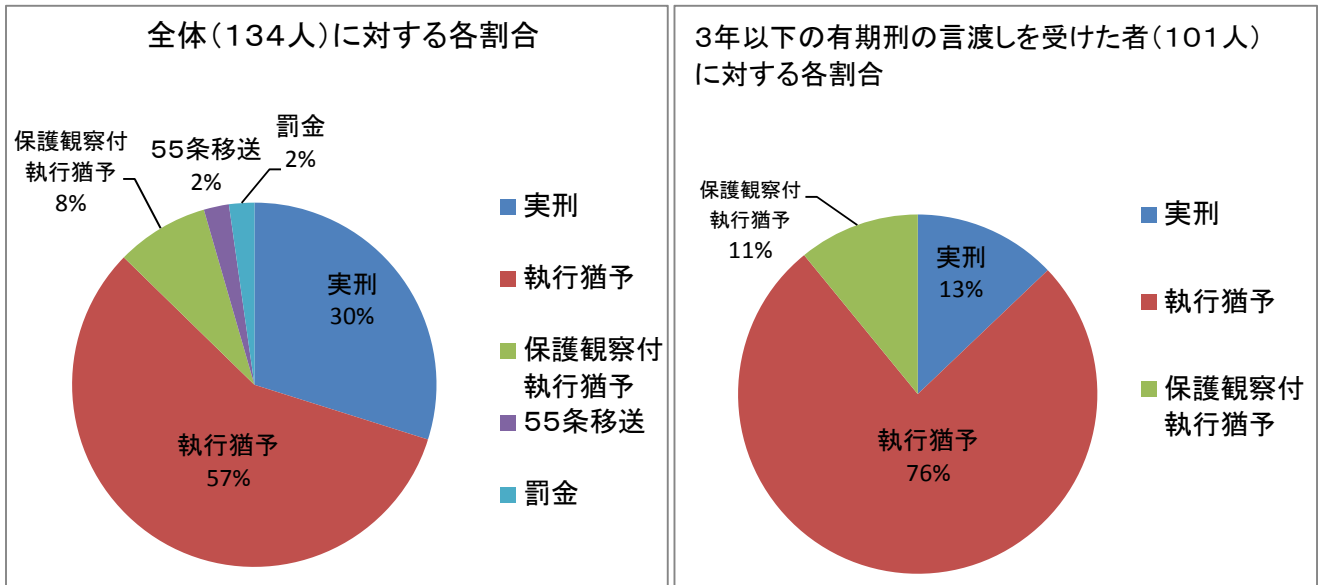


※小数点以下第一位を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならないことがある(以下同じ。)

④ 前記②の裁判結果等の割合



⑤ 実刑・執行猶予・保護観察付執行猶予等の割合



⑥「年長少年に係る公判請求事件」における罪名別の共犯者の有無、犯行時間帯の別、少年院送致歴の有無

	人数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
		有	無・不明	夜間	その他・不明	有	無・不明
住居侵入	4	4		4		2	2
強制わいせつ	1		1	1			1
強姦	1	1			1		1
礼拝所・墳墓関係	4	3	1	2	2		4
殺人	7	5	2	4	3	2	5
傷害	13	8	5	6	7	4	9
窃盗	21	9	12	10	11	7	14
強盗	1	1		1			1
強盗致死傷	5	4	1	4	1	2	3
詐欺	9	6	3	1	8	3	6
恐喝	3	2	1	1	2	1	2
盗品等関係	1		1	1		1	
毀棄・隠匿	1		1		1	1	
銃砲刀剣類所持等取締法	1		1		1		1
犯罪による収益の移転防止に関する法律	1	1			1		1
自動車損害賠償保障法	2		2	1	1		2
大麻取締法	3		3		3	1	2
麻薬及び向精神薬取締法	1		1		1	1	
覚せい剤取締法	1		1		1		1
道路運送車両法	5		5	2	3		5
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	1		1	1			1
危険運転致死傷	9		9	7	2		9
自動車による過失致死傷等	48		48	14	34	2	46
道路交通法	69	2	67	33	36	4	65
総数	212	46	166	93	119	31	181

※本表は、「年長少年に係る公判請求事件」の134人について、罪名ごとに、共犯者の有無、犯行時間帯の別、少年院送致歴の有無を調査したものである。

なお、1人につき、複数の犯罪事実があり、かつ、罪名も複数ある場合は、それぞれの罪名ごとに1人として計上した（例：1人につき、窃盗2件及び詐欺1件の犯罪事実がある場合は、窃盗1人、詐欺1人と計上）。

※ 罪名については、検察統計年報の別表分類一覧表（その1）の大分類による。

窃 盗 関 係 (1)

○窃盗の手口別・被害額

手口	被害額				
	人数	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満
万引き	7	4	1	2	
ひったくり	3	2	1		
侵入盗	3(3)		1	2	
自動車盗	2(1)			1	1
オートバイ盗	1(1)			1	
すり	1(1)		1		
自転車盗	1(1)	1			
置引き	1		1		
払出盗	1		1		
その他	5(1)	4	1		

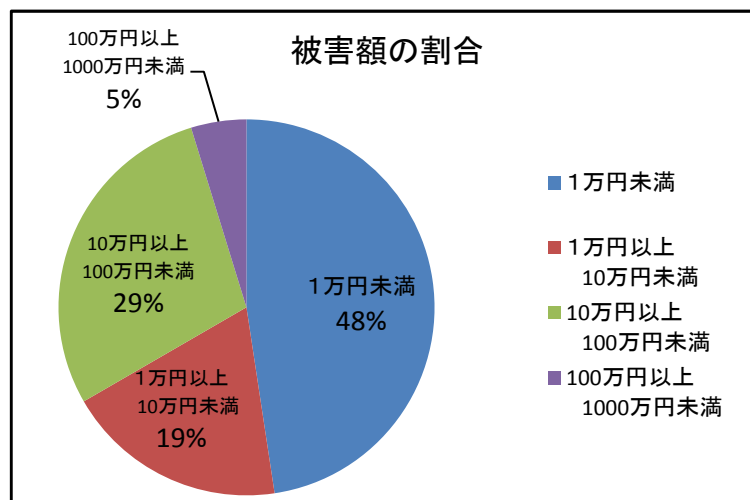
※「年長少年に係る公判請求事件」の134人のうち、犯罪事実に窃盗（未遂を含む）を含む21人について調査したものである。

※窃盗の犯罪事実が複数あり、かつ、手口が複数ある場合は、それぞれの手口ごとに1人として計上した（例：「万引き3件」である少年は「万引き1人」と計上し、「万引き1件及びひったくり2件」である者は「万引き1人」及び「ひったくり1人」と計上）。

※「人数」欄の括弧内は、別の手口の窃盗が犯罪事実に含まれている者の人数である。

○被害額

被害額	人数
1万円未満	10
1万円以上 10万円未満	4
10万円以上 100万円未満	6
100万円以上 1000万円未満	1

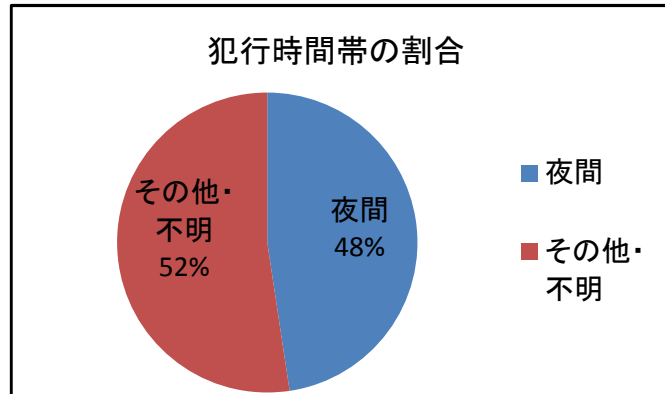


※窃盗の犯罪事実が複数ある場合は、被害額の合計金額を計上した。

窃 盗 関 係 (2)

○犯行時間帯

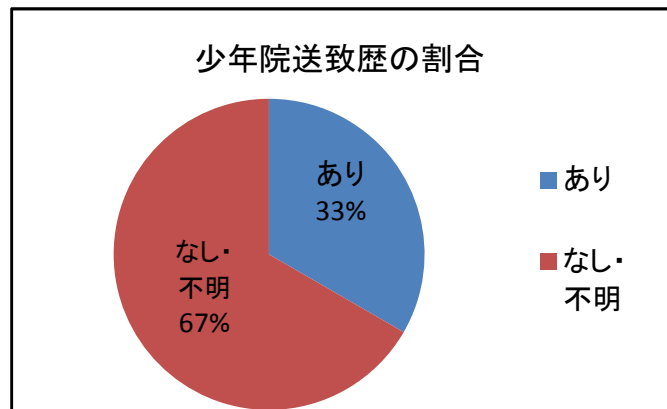
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	10
その他・不明	11



※窃盗の犯罪事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴

少年院送致歴	人数
あり	7
なし・不明	14



傷 害 関 係

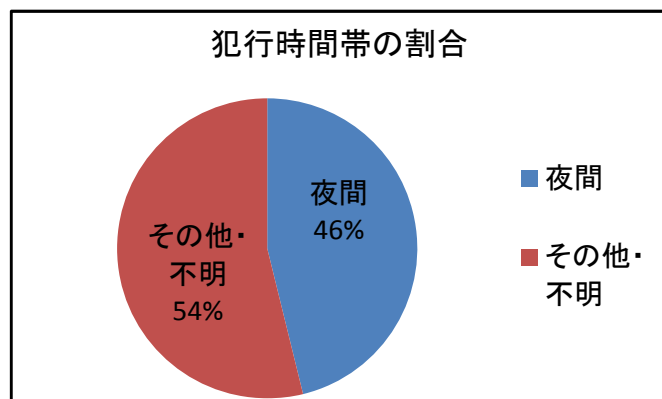
○傷害の程度及び裁判結果

裁判結果 傷害の程度	人数	罰金	6月超 1年以下	2年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下
なし(暴行のみ)	1	1					
2週間以内	2(1)			1(1)		1	
2週間超1月以内	1			1			
1月超6月以内	2(2)		1(1)	1(1)			
6月超	1			1			
死亡	6				1	2	3

- ※「年長少年に係る公判請求事件」の134人のうち、犯罪事実に傷害（暴行，傷害致死を含む）を含む13人について調査したものである。
- ※傷害の程度については，傷害の「全治又は加療」期間を示し，また，傷害の犯罪事実が複数ある場合は，傷害の程度が最も重いものを計上した。
- ※裁判結果の月又は年の表示は「懲役又は禁錮」を示し，不定期刑の言渡しのあったものについては，その刑の長期を基準として計上した。
- ※括弧書きは，執行猶予の言渡しを受けた者の数であり，内数である。

○犯行時間帯

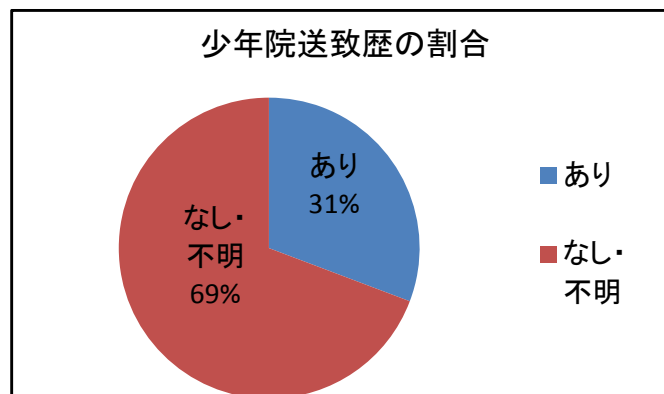
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	6
その他・不明	7



- ※傷害の非行事実が複数ある場合は，それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば，「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴

少年院送致歴	人数
あり	4
なし・不明	9



少年院出院者及び刑事施設出所者の予後調査について

1 概要

若年者に対する施設処遇の効果を検証するため、少年院に入院した年長少年及び刑事施設に入所した若年成人の出院又は出所後の再犯状況に関する調査を行った。

2 対象者

- (1) 平成22年1月1日から同年6月30日までに少年院を仮退院又は退院した者のうち、入院時の年齢が18歳又は19歳であったもの。(735名)¹
- (2) 平成21年1月1日から同22年12月31日までに刑事施設を出所した受刑者のうち、入所時の年齢が20歳又は21歳であったもの。(684名)²

3 追跡期間

出院・出所の日から5年間

4 「再犯」の条件

上記追跡期間中に有罪の裁判の確定があった者を「再犯があった」とした。³

(参考)

対象者の特徴

	少年院出院者	刑事施設出所者
対象者数	735	684
男：女	674:61	636:48
入院・入所時の平均年齢	19.0	21.3
出院・出所時の平均年齢	19.9	23.7
平均収容日数	320.0	869.8
非行・犯罪名（上位5罪種）	窃盗 36.5% 傷害 ⁴ 13.1% 強盗 ⁵ 11.7% 道路交通法 7.9% 恐喝 5.9%	窃盗 29.2% 強盗 15.5% 傷害 9.8% 覚せい剤取締法 8.3% 詐欺 4.8%

¹ 日本国籍を有しない者並びに氏名、生年月日若しくは本籍地に不明な点がある者を除く。

² 同上。

³ 出院時に未成年であった少年院出院者411名のうち、出院後20歳までに少年鑑別所に入所し、その後保護観察処分又は少年院送致となった者23名については、その保護観察処分又は少年院送致については再犯として計上していない(ただし、当該23名のうち2名は出院後2年以内に、うち7名は出院後5年以内に刑事処分を受けていることから、刑事処分としての再犯状況は計上されている。)

⁴ 傷害致死を含む(刑事施設出所者も同じ)。

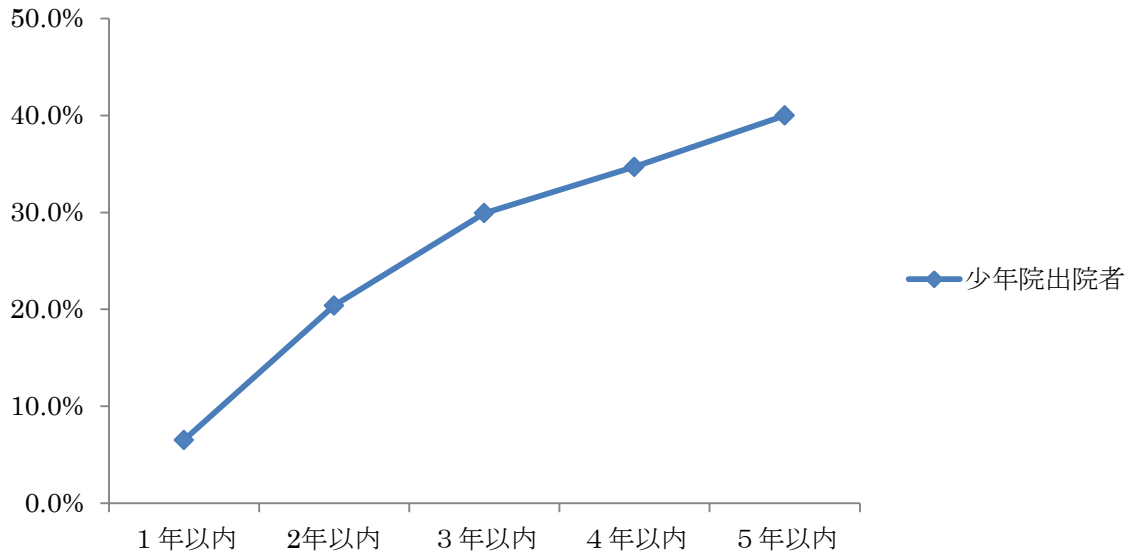
⁵ 強盗致死傷、強盗殺人、強盗傷人、強盗予備、事後強盗を含む(刑事施設出所者も同じ)。

5 調査結果

(1) 全体

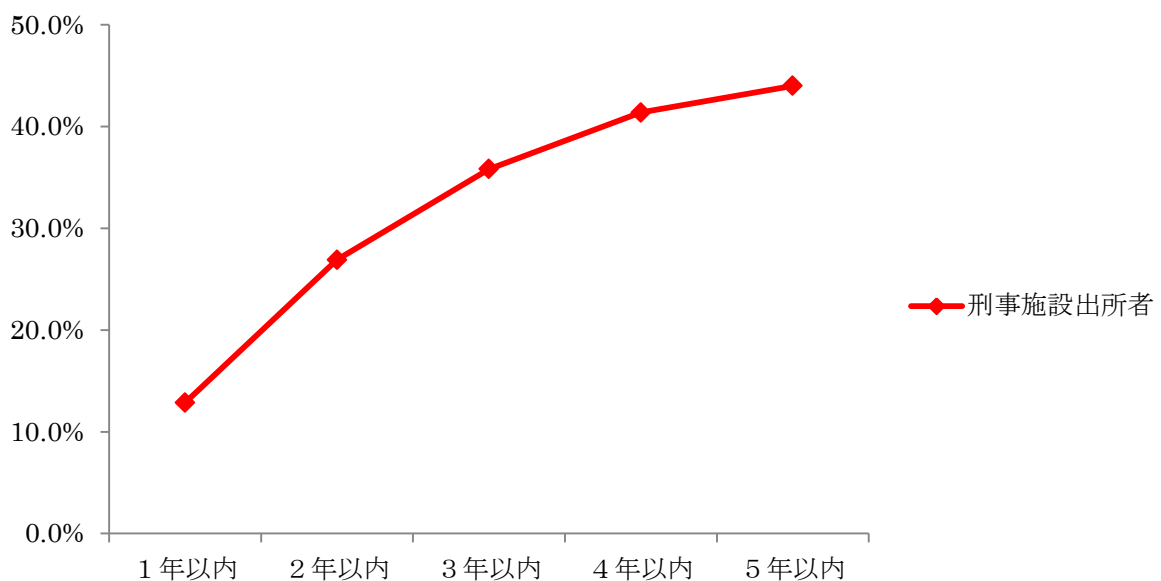
ア 少年院出院者の再犯状況（出院日から5年間）

	対象者	再犯人員					再犯率			
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	2年以内	5年以内	2年以内	5年以内
少年院 出院者	735	48	102	70	35	39	150	294	20.4%	40.0%



イ 刑事施設出所者の再犯状況（出所日から5年間）

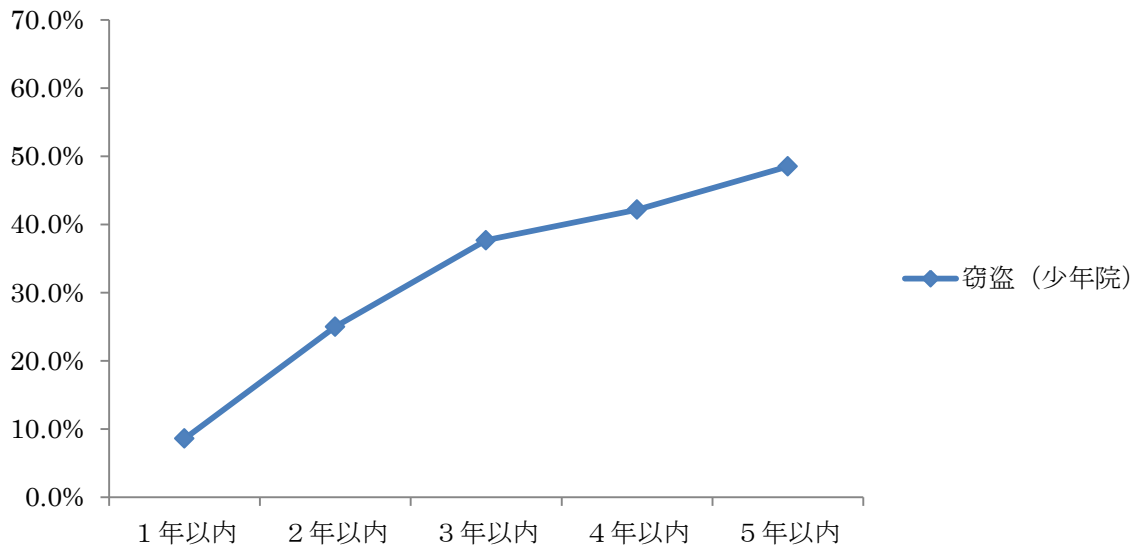
	対象者	再犯人員					再犯率			
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	2年以内	5年以内	2年以内	5年以内
刑事施設 出所者	684	88	96	61	38	18	184	301	26.9%	44.0%



(2) 窃盗

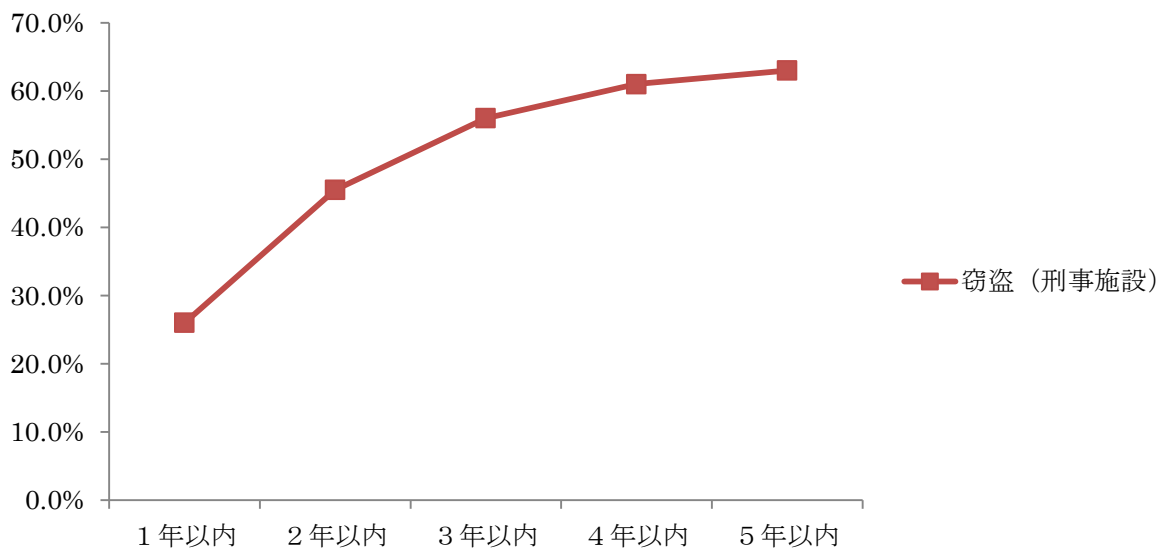
ア 少年院出院者の再犯状況（出院日から5年間）

	対象者	再犯人員						再犯率		
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	2年以内	5年以内		
少年院 出院者	268	23	44	34	12	17	67	130	25.0%	48.5%



イ 刑事施設出所者の再犯状況（出所日から5年間）

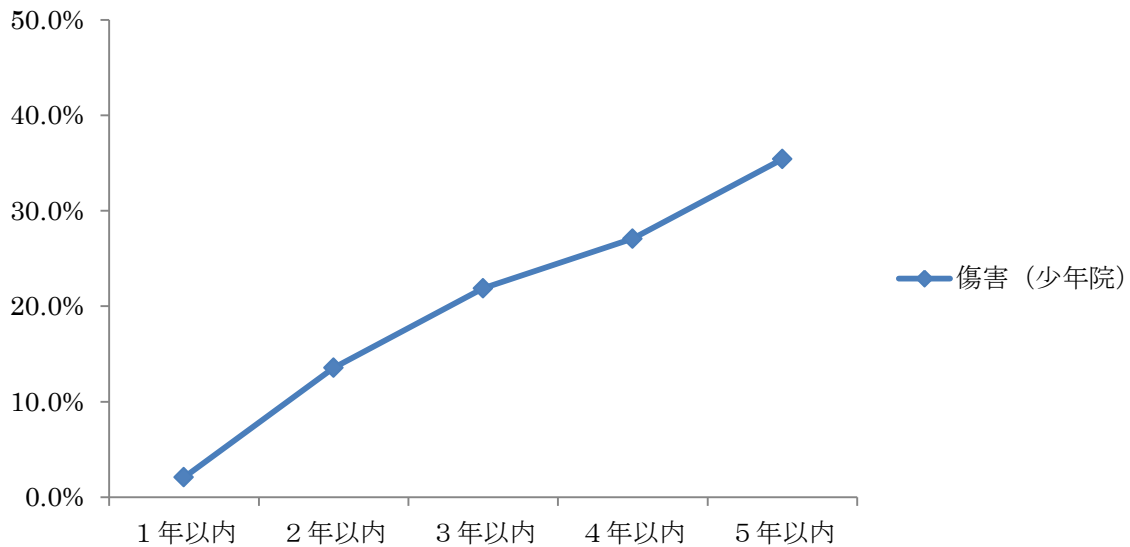
	対象者	再犯人員						再犯率		
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	2年以内	5年以内		
刑事施設 出所者	200	52	39	21	10	4	91	126	45.5%	63.0%



(3) 傷害

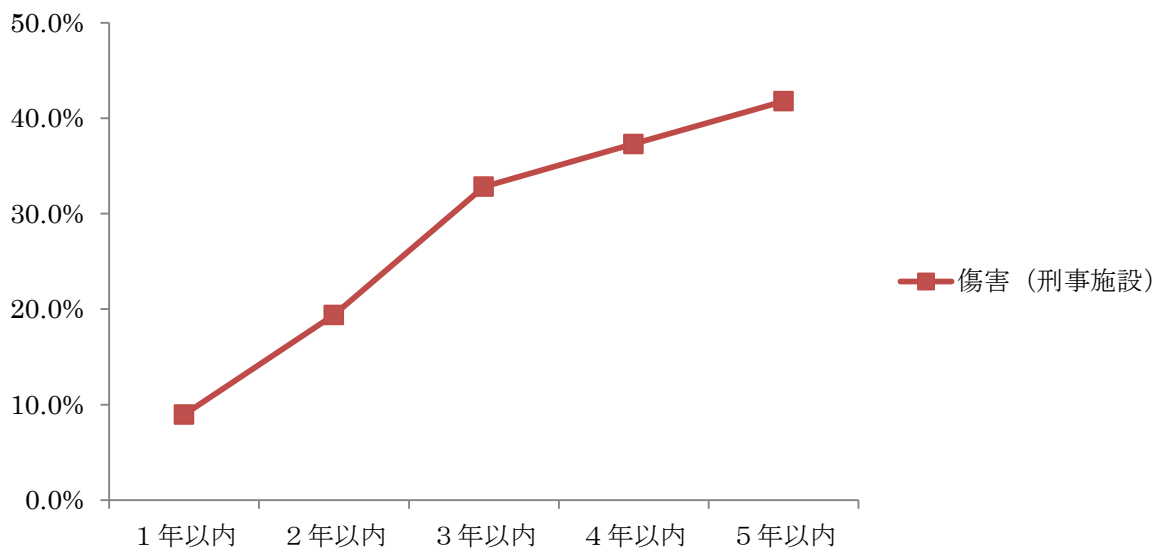
ア 少年院出院者の再犯状況（出院日から5年間）

	対象者	再犯人員					再犯率			
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	2年以内	5年以内	2年以内	5年以内
少年院 出院者	96	2	11	8	5	8	13	34	13.5%	35.4%



イ 刑事施設出所者の再犯状況（出所日から5年間）

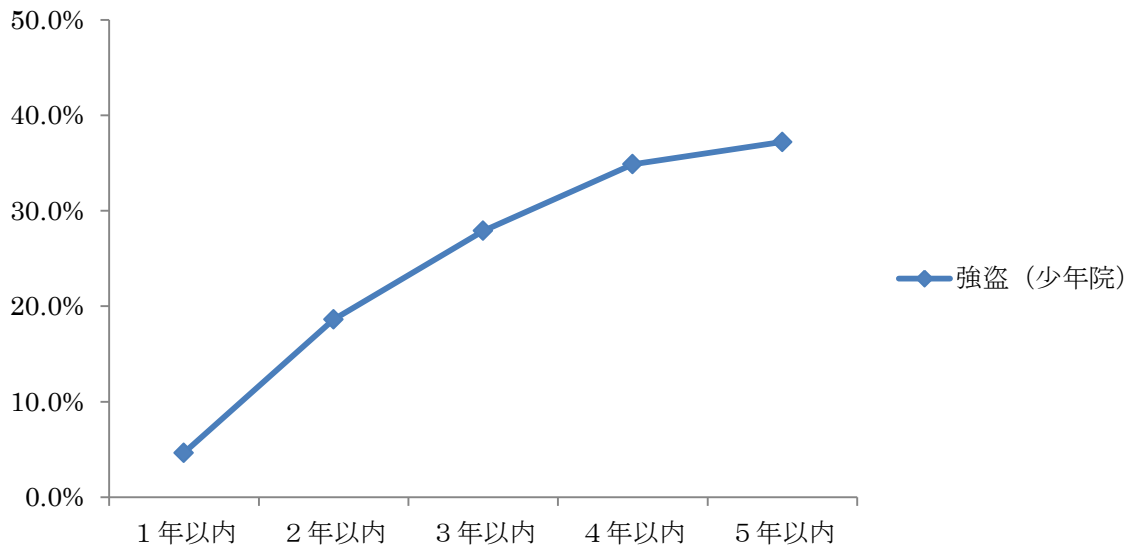
	対象者	再犯人員					再犯率			
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	2年以内	5年以内	2年以内	5年以内
刑事施設 出所者	67	6	7	9	3	3	13	28	19.4%	41.8%



(4) 強盗

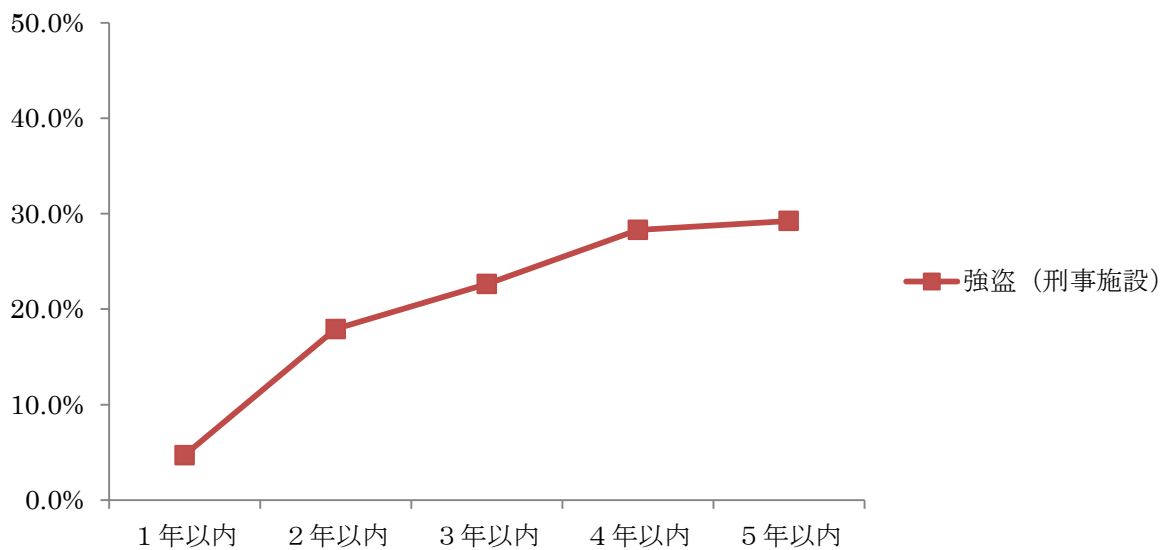
ア 少年院出院者の再犯状況（出院日から5年間）

	対象者	再犯人員					再犯率			
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	2年以内	5年以内	2年以内	5年以内
少年院 出院者	86	4	12	8	6	2	16	32	18.6%	37.2%



イ 刑事施設出所者の再犯状況（出所日から5年間）

	対象者	再犯人員					再犯率			
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	2年以内	5年以内	2年以内	5年以内
刑事施設 出所者	106	5	14	5	6	1	19	31	17.9%	29.2%



保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者）の現状調査及び 保護観察処分少年の予後調査

第1 保護観察対象者の現状調査について

平成27年に全国の保護観察所において保護観察を開始した保護観察処分少年及び少年院仮退院者の人数を調査した結果は次のとおりである。

1 少年の保護観察対象者の現状

審判時18歳以上の保護観察処分少年は、9,744人（交通短期を除くと4,540人）であり、保護観察処分少年の53.5%を占めている。少年院仮退院者については、審判時18歳以上の少年は1,202人であり、41.9%を占めている（表1）。したがって、審判時18歳以上の少年の保護観察処遇の在り方は、年間約1万人の少年の再犯防止と改善更生をどのように図っていくかという問題である。

表1 保護観察開始人員

	審判時 18歳未満	審判時 18歳以上	総計	18歳以上 の割合
保護観察処分少年	8,459	9,744	18,203	53.5%
交通短期以外	7,328	4,540	11,868	38.3%
交通短期	1,131	5,204	6,335	82.1%
少年院仮退院者	1,669	1,202	2,871	41.9%
総計	10,128	10,946	21,074	51.9%

2 少年の保護観察対象者の特徴

保護観察処分少年（交通短期を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始時の特徴を分析した。その結果、審判時18歳以上の少年は、審判時18歳未満の少年に比較して、保護処分歴がある者が多く、薬物乱用、無職、単身居住などの問題がある者が多かった（表2）。

表2 少年の保護観察対象者の特徴

	審判時18歳未満	審判時18歳以上
保護処分歴がある	41.6%	57.0%
不良集団関係がある	34.4%	21.3%
薬物乱用がある	3.1%	6.6%
貧困	15.5%	14.3%
無職	22.4%	28.6%
親族や配偶者と同居していない	4.9%	13.2%
精神的問題がある	8.6%	8.6%

注：網掛けは、該当者数の割合が高い区分を示す。

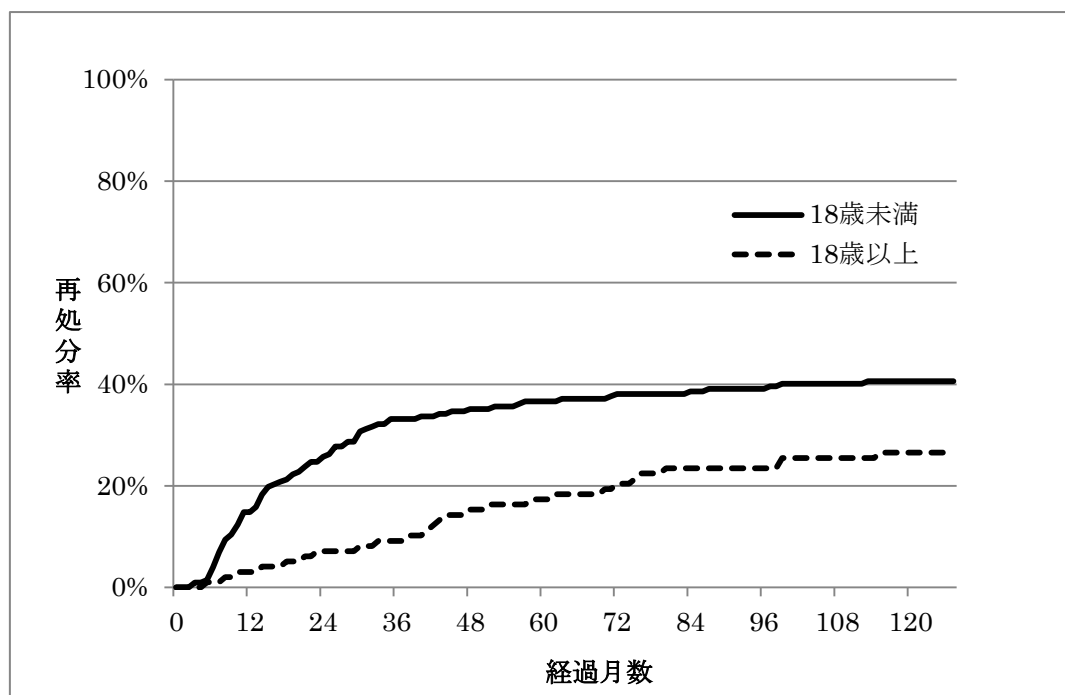
第2 保護観察処分少年の予後調査について

平成18年に全国の保護観察所において保護観察を開始した保護観察処分少年（交通短期を除く。）19,475人から300人を無作為抽出し、保護観察開始後、平成28年7月末までの刑事処分（道路交通法違反のみによる罰金を除いた刑罰）と保護処分（保護観察及び少年院送致）（以下「再処分」という。）の有無を追跡調査した。

なお、抽出された300人は、平均年齢16.8歳、男子88.0%、保護観察を実施した平均月数13.2月であり、平均年齢、性別、事件種別（一般、短期及び交通）、保護処分歴及び保護観察終結事由（期間満了、解除及び保護処分取消し）について母集団と統計的相違が認められないことを確認している。

1 約10年間の追跡調査の結果

追跡調査の結果、保護観察開始後の再処分は300人中108人（36.0%）に認められ、審判時18歳以上の少年（98人中26人：26.5%）のほうが、18歳未満の少年（202人中82人：40.6%）より、再処分率が低かった。



なお、調査対象者を性別で分けると、男子（264人中101人：38.3%）のほうが、女子（36人中7人：19.4%）より、再処分率が高かった。本件の罪名で見ると、本件に窃盗罪を含む者（125人中54人：43.2%）のほうが、窃盗罪を含まない者（175人中54人：30.9%）より再処分率が高かった。他方、暴力事犯者（本件に傷害罪、暴行罪又は暴力行為等処罰に関する法律違反を含む者）は41人中12人（29.3%）に、暴力事犯者以外の者は259

人中 96 人 (37.1%) に再処分が認められたが、統計的に有意差は認められなかった。次に、保護観察の種別別に見ると、一般事件は 174 人中 70 人 (40.2%)、短期事件は 55 人中 20 人 (36.4%)、交通事件は 71 人中 18 人 (25.4%) に再処分が認められたが、統計的に有意差は認められなかった。

2 保護観察開始後 2 年以内の再処分

上記 300 人の保護観察開始後 2 年以内の再処分の有無について調査したところ、次の結果となった。

- (1) 2 年以内の再処分率は 19.7%であった (300 人中 59 人)。
- (2) 審判時 18 歳以上の少年の再処分率 (98 人中 7 人 : 7.1%) は、18 歳未満の少年の再処分率 (202 人中 52 人 : 25.7%) より低かった。
- (3) 保護観察の種別別の再処分率を見ると、一般事件の再処分率は 24.1% (174 人中 42 人)、短期事件の再処分率は 20.0% (55 人中 11 人)、交通事件の再処分率は 8.5% (71 人中 6 人) であり、一般事件の再処分率が高く、交通事件の再処分率が低かった。
- (4) 性別別の再処分率を見ると、男子の再処分率は 20.8% (264 人中 55 人)、女子の再処分率は 11.1% (36 人中 4 人) であったが、統計的に有意差は認められなかった。
- (5) 本件罪名別の再処分率を見ると、窃盗罪を含む者の再処分率は 29.6% (125 人中 37 人)、窃盗罪を含まない者の再処分率は 12.6% (175 人中 22 人) であり、窃盗罪を含む者の再処分率が高かった。また、暴力事犯者の再処分率は 14.6% (41 人中 6 人)、暴力事犯以外の者の再処分率は 20.5% (259 人中 53 人) であったが、統計的に有意差は認められなかった。

*参考

上記 300 人の保護観察処分少年の成人後の刑事処分状況についても分析した。まず、データには 14 歳から 19 歳までの少年が含まれているため、成人後の再処分の追跡調査期間を一致させ、満 20 歳から満 24 歳に至るまでの間の刑事処分の有無を集計した。その結果、満 20 歳から満 24 歳までの間、刑事処分に至らなかった者は 242 人 (80.7%) であった。さらに、同 300 人について、本件以前を含め、本件以外の保護処分を受けなかった 190 人と、複数回の保護処分 (保護観察又は少年院送致) を受けたことがある 110 人に分けて集計し直すと、刑事処分に至らなかった者の数は、保護処分が本件保護観察のみであった者については 165 人 (86.8%)、複数回の保護処分を受けた者については 77 人 (70.0%) であった。以上のことから、保護処分を受けた少年の多くが、たとえ、少年院送致を含む複数回の保護処分を受けた場合であっても、成人後、満 24 歳までは刑事処分に至らずに経過していることが示された。